

## むつ市議会第199回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成21年3月9日(月曜日)午前10時開議

### 諸般の報告

#### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例
- 第2 議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第3 議案第3号 むつ市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 第4 議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 字の区域の変更について  
(農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地のむつ市大字大平字荒川への編入)
- 第16 議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第17 議案第17号 二級河川の指定に係る意見について
- 第18 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第19 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第20 議案第20号 平成20年度むつ市一般会計補正予算
- 第21 議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第22 議案第22号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第23 議案第23号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第24 議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第25 議案第25号 平成20年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第26 議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算
- 第27 議案第27号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第28 議案第28号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第29 議案第29号 平成21年度むつ市老人保健特別会計予算

- 第30 議案第30号 平成21年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成21年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第33 議案第33号 平成21年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第34 議案第34号 平成21年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第35 議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算
- 第36 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第37 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第38 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算)
- 第39 報告第4号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	子よ	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	8番	川端	一義
9番	白井	二郎	10番	岡崎	健吾
11番	千賀	武由	12番	山本	留義
13番	馬場	重利	14番	佐々木	隆徳
15番	富岡	修	16番	菊池	広志
17番	半田	義秋	18番	高田	正俊
19番	山崎	隆一	20番	川端	澄男
21番	中村	正志	22番	村川	壽司
23番	浅利	竹二郎	24番	新谷	功夫
25番	斉藤	孝昭	26番	富岡	幸夫
27番	村中	徹也			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	牧野	正藏	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
監査委員	小川	照久	総務部長	新谷	加水
総務部 秘書監	齋藤	秀人	総務部 理事	石田	三男
総務部 出納室長	工藤	正明	企画部長	阿部	昇
企画部 理事	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉 部長	吉田	市夫	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	太田	信輝	選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重
監査委員 局長	齋藤	純	教育部長	佐藤	節雄

教  
委  
事  
理  
中  
公  
民  
館  
員  
務

育  
会  
局  
事  
長  
部  
務  
官  
部  
政  
監  
務  
整  
画  
整

教  
委  
事  
副  
總  
員  
務  
理  
課

育  
会  
局  
事  
長  
部  
長  
画  
課

教  
委  
事  
學  
務  
課  
員  
務

育  
会  
局  
事  
長  
部  
課  
長  
務  
政  
係

高 田 文 明

對 馬 映 子

下 山 益 雄

安 藤 哲 雄

伊 藤 道 郎

高 坂 浩 二

吉 田 真

公  
企  
業  
局  
管  
長

企  
次  
画  
部  
長

農  
委  
事  
務  
局  
業  
会  
長  
員

育  
会  
局  
事  
民  
士  
長  
員  
務  
理  
水  
一  
課

企  
財  
画  
政  
課  
部  
長

總  
務  
課  
部  
長  
務

部  
課  
係  
查  
務  
政  
主  
任  
主

佐 藤 純 一

宮 川 淳 一

吉 田 薰

成 田 晴 光

石 野 了

松 尾 秀 一

澁 田 剛

事務局職員出席者

事  
務  
局  
長  
總  
括  
主  
幹  
議  
事  
係  
查

河 野 健 二

山 崎 幸 悦

石 田 隆 司

次  
總  
括  
主  
幹  
議  
事  
係  
查

工 藤 昌 志

柳 田 諭

井 戸 向 秀 明

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、けさほど市長から、今定例会に提出されております平成20年度むつ市一般会計補正予算書等の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

次に、青森県後期高齢者医療広域連合選挙長から、3月3日付で青森県後期高齢者医療広域連合議会の選挙の結果について報告がありました。なお、当選人は小山田久十和田市長に決定しておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## 日程第1～日程第39 議案質疑、委員会付託、一部採決

### 議案第1号

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第1号 むつ市花・木・鳥選定委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。12番山本留義議員。

○12番（山本留義） 若干質疑させていただきます。

この条例は、これからのむつ市の百年の計にも当たる花、鳥、木のむつ市の重要な案件であります。この中に教育委員とか公共的団体、学識経験者というようなことがあるのですけれども、これに市民の代表である市議会議員を入れなかった理由は何かありましたら教えてください。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えを申し上げます。

この条例の第4条に今お話しの方委員として各広い分野からお願いすべくその要素が掲げられておりますが、公募による市民ということで、行政体あるいは公共的団体の代表者等々の中から柔軟な市民の目線でのご審議をいただくという意味から公募による市民を2名ほど予定してございます。特に市民の代表である議員のほうからどうして選出しなかったかということですが、議事にも付されるということがございますので、それとこれはあくまでも市長が制定するという立場の途中の選定にかかわる、選考経過にかかわるこの方々でございまして、ここでの議論をして、しかるべき時期には議会の皆様にもその考え方を市長が制定する前にお示しをして意見を仰ぐという機会も別途用意してございますので、その意味においてご理解をいただきたいと思っております。

（「決まったものだ」の声あり）

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（山本留義） 今外野のほうから決まったものということで、やっぱり決まったものは私どもも、例えばこういう委員会で決まったことは、なかなか否定することはできないのです。そのためにも、私はそういう広く市民から代表に選ばれている議員の方に初めから、むつ市の政も本当にそうなのですから、なかなか議員が入っていないと。やはりそういうことから入れるべきだと思います。

うのですけれども、市長、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今議会のほうに対しましての説明の仕方、これはあくまでも選定過程の中でというふうな形でお示しをしたわけでございます、委員会の制定の。そして、この中でさまざまもんでいただき、そして議会のほうに、先ほど部長が答弁を申し上げましたように、議会のほうからもご意見をお伺いしていくという流れの中で決定を見ていきたいと、このように思いますので、ご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（村中徹也） 12番。

○12番（山本留義） 市長部局の考えはわかるのですけれども、でもその過程でということになれば、やはりある程度もう決まっていることですよ。そのときに反対か賛成かということになると思うのだけれども、私はその前に検討委員会に入れていただきたいと思います。

終わります。

○議長（村中徹也） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。14番佐々木隆徳議員。

○14番（佐々木隆徳） 1点のみ基本的な考え方。

むつ市は合併して二方、陸奥湾と津軽海峡、海に面している中で、漁業に依存している地区が、かなり高い地区があるわけで、魚を制定するという考え方は基本的になかったわけですか、その点をお伺いします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えを申し上げます。

確かにこれまで合併前の旧市町村の情勢を見ました場合に、魚なども村、あるいは町のそういうシンボルとして制定していた経過はありますけれども、これはあくまでも私たち事務局当局のほうで云々するというものでなしに、これからある種合併当時の協定の精神に基づきまして、一たんリ

セットされておりますので、改めて市民の各界各層、議員の皆様も含めまして、いろんなご意見をいただく中で収れんを図っていくべきものと。結局は、市民の皆様からひとしく未来永劫まで親しまれ、そしてそれが皆さんの生活の中になじんでいくということが要諦であるかと思っております、私どものほうから魚、あるいは他の要素等々を最初からありきという考え方は持ち得なかったということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 今回の条例制定の案を見れば、魚は全く入っていないわけで、今部長がおっしゃられるような形でいきますと、全く意見聴取といいますが、そういった流れは全くないということですね。要するに委員会を開いた段階で、その点について各委員からの意見を聞くという考え方は全くないと。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ちょっと私も舌足らずなお答えで申しわけなかったのですが、先ほどのやりとりの中でも、この機関は諮問機関でございます。最終的には市長がその諮問機関で出された答申に基づきながら、市長が最終的に裁量権を行使して決定するわけでございます。そのプロセスにおいて議会の皆様にも、例えば今言われるいろんな会議の持ち方があるかと思いますが、皆様方にも協議を申し上げ、ご納得のいく形で最後に制定に向けたいと、このようなプロセスでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 要望ですけれども、もし何かアンケートとか、そういった形でとるようなことがありましたら、今回制定しなくても、どういう市民の考え方があるのか、その点も参考にしていきたいと、そのように思います。

終わります。

○議長（村中徹也） これで佐々木隆徳議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。13番馬場重利議員。

○13番（馬場重利） 旧むつ市にある花木鳥の選定を行う委員会、これは旧むつ市には花木鳥のほかにも市民憲章があるし、市民歌もあるわけですよ。恐らく市制施行50周年をとということもある、あるいは合併5周年ということもある。そういう中で今出てきているのは花木鳥だけですけれども、市民憲章あるいは市民歌についてはどういうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お答えを申し上げます。

市民歌あるいは市民憲章等々につきましても、合併時において一たんリセットされております経過があります。昨年長期総合計画の素案を市民の皆様から意見募集をした経過がございますが、この折にも広くその後の市民の認識を伺うという意味から市政だよりにおいて何かご意見を、あるいはご提言をとということで広く皆様のほうに広報いたしました。結果としてはそれに対する意見は皆無ということございました。しかしながら、その後の当の50周年、合併5周年を期した記念事業の準備委員会等々の議論の積み上げの流れの中で、やはり市民歌等につきましてもこれから考えていくべきという考えで終始いたしましたので、これを機に検討に着手していくという方向にありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 13番。

○13番（馬場重利） 恐らく市民憲章も市民歌もこういう形で制定しようということになるかと思うのです。大体委員の選定は同じなのです。似たような形での委員によって話し合いを持とうと。この花木鳥をいつごろ制定しようとしているのか。

そして私考えるに、やっぱり同じ委員会の中で

広くこれらを含めた意見交換等をして、できるものであれば、そう年数を変えることなく決めるのであれば、花木鳥も憲章も、歌は、これは難しいと思いますけれども、その辺のことを考えたほうがいいのではないかという気がするのですけれども、市長の考え方。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この議案は、むつ市花・木・鳥選定委員会条例というふうなことでございまして、これに限ったわけでございますけれども、今部長からも答弁ありましたように、市民歌また市民憲章、この検討にも着手するというふうなお答えをさせていただきたい。その場合、また新たな選定委員会条例の上程もしてご審議をいただかなければいけない。ただ、この部分においては、この花木鳥の選定委員会の中でもご意見は伺いながら、今後の検討に入りたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで馬場重利議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 議案第2号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

### 議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 議案第3号 むつ市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 3点ほどよろしくお願ひします。

この議案第3号には、介護従事者処遇改善臨時特例交付金という、こういう交付金があるのですが、この交付金は大体どのくらい来るものなのか、額は幾らかというのが第1点目。

2点目ですが、この特例交付金の使い方、処分という表現になっておりますが、使い方として第6条、むつ市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額、これを軽減するために使えるということを書いているのですが、これがこういう軽減するための財源としてこの特例交付金の額が例えば間に合わないというふうな場合はどういうことになるのかということが第2点目です。

第3点目ですが、この介護報酬の改定に伴う増加額というのは、いわゆる介護に従事している人たちの、簡単に言えば給料ですね。それが給料アップにつながるような改定というふうになっているのですが、この給料アップ、いわゆる介護従事者の処遇改善にこの交付金が例えばつながっていればいいのですけれども、もしつながっていない場合は、市としてどういうふうな対応ができるも

のか。また、きちっと介護従事者の処遇改善に使われているかどうかというのを市として点検できるものかどうか、以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、特例交付金の額は幾らかということでございますけれども、今年度、2月26日内示額として総額3,513万1,081円という内示額がございました。内訳といたしましては、平成21年度分の保険料の補てん分として2,130万六千余、それからこの法の改正に伴う周知等にかかわることについて300万円ほど計上されております。また、平成22年度はこの補てん分の2分の1ということでございまして、平成22年度は1,080万円の保険料の補てん分として計上されて、内示額が入っております。

また、特例交付金で6条の間に合わなかった場合はどうなるのかということでございますけれども、介護保険料を設定するに当たりましては、平成21年度から3年度分の総額の介護保険料を想定して計算し各段階の保険額を決定しております。その中において、保険料分として介護従事者の報酬分として設定されております額を計上しておりますので、新年度になりますれば厚生労働省から新たな介護保険料、それから県から補助金として入る予定でございます。

追加交付金で足りなくなった場合はどうなるのかということでございますが、その場合においては、各年度末で増額になった場合、減額になった場合、それぞれ補正されて追加交付、または減額ということの措置がされておりますので、足りなくなるとか、余るとかというふうなことはございません。

次に、介護報酬の改定が介護従事者の処遇改善



につながっていない場合はどうなるのかというお尋ねでございますけれども、介護従事者の処遇改善につながっていない場合の市としての対応は、むつ市としては保険給付が主でございますので、処遇改善等がなされているかどうかについては直接私どもで調査することはできませんが、先ほど説明の中に処遇改善周知経費ということで300万円ほど入っておりますので、その中で各事業所に対してパンフレット等通知、それから介護従事者等に対して周知してまいりたいと考えております。

ただ、その額がほとんど報酬のアップにつながっていないということについては、県が指導監査の権限を持っておりますので、県の指導をもとにそういう介護報酬につなげるよう助言してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 最後の部分であります、今回の特例交付金が介護従事者の処遇改善につながらない場合はどうなるのかということでありますが、市のほうとしては300万円の予算で周知徹底をするよう各施設にお知らせをするだけだと。その中で例えば市としているんな情報を知り得たと。そうした場合は、市としては県のほうにそれを通知をすると、そして県のほうが指導監督に入る、こういう流れになるのか、それとも市としては県に通報する前に何か打つ手があるのかどうか、そこを再度確認をお願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 私どもといたしましては、経営内容に対して意見をするという権限を持ち合わせておりません。あくまで保険料を監査するのは県でございますので、横垣議員がおっしゃいましたとおり、県の指導に対してこういう内容があるというふうなことを申し上げて経営改善

に対して意見をしてまいりたいと思っております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。23番浅利竹二郎議員。

○23番（浅利竹二郎） この法令は、平成24年3月31日までという時限立法になっておりますけれども、これが過ぎた後の処遇はまたもとに戻るのでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 浅利議員にお答えいたします。

いわゆる時限立法でございます、恐らく感ずるに当たっては平成23年度でこの補助金は終わりといたします。今の場合は、あくまで介護報酬をアップした分の国の助成ということですので、これがまた平成24年になって延びるといふようなこともあるかと思っておりますけれども、今ここで十分なお答えをするということではできません。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議案第4号 むつ市公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第5号

○議長(村中徹也) 次は、日程第5 議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番(千賀武由) 議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、この市長等の給与の減額は、いつごろまで実施する予定なのでしょうか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) この改正する条例は、平成22年3月31日ということでは決まっております。それがいつまでかと、その後のお尋ねかと思えますけれども、その時々に応じまして、状況を見まして判断をさせていただくということで考えております。

○議長(村中徹也) 11番。

○11番(千賀武由) 私は、市長の給与が高いかどうかはまだほかと比べたことはないのですが、やはり市長並びに副市長、教育長、管理者たち、いろいろなことがあって、ポケットマネーから出すこともかなりあると私は感じていますし、この減額された中でも一生懸命生活しながら仕事も一生懸命してもらおうと。そういうことでございますので、毎年1年ずつの改正でございますが、きちんと今後減額するのを、もうこの辺でいいと

というような検討をすべきとも考えますので聞いたわけです。そこら辺のお考えはどうなのでしょう。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 就任をした際の状況がまだ続いているわけでございます。しっかりと赤字を解消しその方向性が定まり、この部分で自らを律し、そして常にその財政状況を見据えていくという一つの自らに対する警鐘も含めているというふうなことでございます。できたら気持ちのうえでは……それ以上は申し上げませんが、ということでは非常に苦しい状況でありますので、何とかご理解をいただければなど、こう思います。

○議長(村中徹也) これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。24番新谷功議員。

○24番(新谷 功) 議案第5号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由ですけれども、市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額するためのものであります。改めてこの際、何で市長、副市長、それから公営企業管理者、教育長の給料を減額しなければならないのか、それを改めて聞いておきたいと思えます。

今同僚議員からもこの点についてご意見が出ましたけれども、ある面では私も大変共鳴するところがあります。これは、うわさでは市長はいろいろな公務の中で、同僚議員もおっしゃいましたが、ポケットマネー、これは市長初め副市長もそうでしょう。恐らく公営企業管理者、教育長も。私はそこまでは、それは必要に追われてこういう現状の中でそうするというのは、気持ちのうえではわかるのですけれども、市長も、副市長もそんなに給料が高いわけではないと、私はこう思っております。そこで、前段に申し上げました、改めてこの際減額する理由を伺っておきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ご本人のことですので、私からかわって申し上げたいと思います。

当市は、平成23年度までの赤字解消ということ強くその道を目指しているというふうな状況にあるわけでございます。前市長以来現市長まで、こういう平成23年度までの赤字解消というものを市民の前に強い意思を示したということで、そのことが市民に強く伝わっているというふうなことがございますので、これが継承されているということだろうと思います。ある意味この道筋が今非常に順調に解消されているというふうな状況がございますので、この財源対策としてカウントされているのは確かでございますけれども、市長自らの意思ということでこれが示されていると。一番大きな財源対策ということの中では中間貯蔵施設の立地というふうなことがございます。そういうふうなことが一つの目安になるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 財源対策と、平成23年度までには赤字を解消したいというその思いは私もわかるのですけれども、それからもう一つは前市長の継承、それも幾らかあるのでしょうか。そうであれば、例えば市長、副市長、教育長、公営企業管理者、この今の削減の額は年間幾らでしょうか、教えてください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 4人合わせまして年間800万円ぐらいでございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 年間800万円。これは、確かに削減すれば800万円は800万円なりの効果はありましよう。あると思っています。これは微々たるものです。我が議会で村中議長は議会改革の一端として、財政問題でもって我々はいろんな意味で

行政視察、陳情、あるいは政務調査費等々、身を削る思いをしてきておるのですけれども、議会での予算は、それは数百万円に上るでしょう。しかし、やるべきことはやるというのが私の持論でありますので、この点も市長、副市長も皆さん、それなりに同僚議員も述べておりますとおり、本当に激務をこなしていると私は思うのです。だから給料を高くしろとは何も言いません、私は。それなりの給料、現在の給料も何も高いとは思っていません。むしろ安いと思っている、その仕事の内容からいけば。だから、この今の給料月額を減額するというのは、そういう意味で私は反対したいと、こう思って、これは再検討するべきだと思っています。市長、何か意見があったらお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現在の財政状況、非常に累積赤字もございます。そういうふうな意味で、さまざまな市民の要望、また議員各位のご要望、ご意見、これを具現化できないような状況で、また職員等も管理職手当等をカットしたり、さまざまな流れの中で非常に市民の皆様方にご苦勞をおかけしているというふうな前提で、年間800万円といえども、これはまた多いわけではないというふうなご意見もありますけれども、これもまたしっかりと財源の手当てとして、それを補うことによって、幾らかでも市民の皆さんの要望にこたえていかなければいけないと、こんな思いをしております。ご苦勞を非常におかけいたしているわけでございます。そういうふうな意味での減額の提案でございます。

これは減額されている状況で私はこの職についたわけでございます。それは先代、前市長が自らの思いで減額をしたと。それを引き継いで私はやっているわけでありまして、この部分におきましては、今後私は自らを律しまして、その赤字解消

の目標に向かっているその姿勢を皆様方にお示しをするべきであろうというふうな思いでの提案でございます。決してこのことによって行政運営に対してのモチベーションは下がりません。何としても早くこの財政状況を好転させて、しっかりとした形の中でこういうふうな減額の条例改正をしなくて済むような財政運営、行財政運営をしていかなければいけないという、逆にモチベーションが高まる一つの材料になるのではないかなと、そういうふうな思いをして今後懸命に頑張る気持ちでありますので、ご理解をいただければなと、こう思います。

○議長（村中徹也） これでも新谷功議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第6号

○議長（村中徹也） 次は、日程第6 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第7号

○議長（村中徹也） 次は、日程第7 議案第7号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第8号

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 議案第8号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 議案第8号について、中身の部分についてお知らせを願いたいと思います。

合併以来これまでの理事者の答弁等々の経過の中で、新たに来年度、4月から大畑の学校給食センターからの給食範囲を関根小学校、関根中学校まで含めると、こういう条例の改正案であります。1つにはこの大畑の学校給食センターの調理器具の部分について、給食数がふえることによって、その辺についてはどうなっていくのか。

それともう一つは、この搬送範囲が広がる、量が多くなるというようなことから、搬送車部分については新たに更新をとるか、そういう考えをしているのか。

1点目の部分について関連しますが、大分これ

までの調理器具等については相当長年使っているというようなことから、老朽化というか、そういう状況にもあるというふうなことも既に教育委員会は承知をしていると思いますが、1点目の部分について、それらも含めた今後の対応についてお知らせを願いたいと思います。

3点目が現在の学校給食については、業務委託をしてやっているわけですが、4月以降についてもそのような考えなのか確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず1点目の調理器具の関係でございますけれども、順次機器を更新してございます。そして、平成20年度におきましては、ガスの回転がま3機を変更したという形で、老朽化したものについては順次更新をしているというふうなことで、まず施設そのものの給食の調理の食数でございますけれども、大畑の学校給食センターは1,000食が調理可能な施設となっております。それにつきましては、きちっとした形の対応ができるものというふうに考えております。

それから、運搬車の関係でございます。これは現在大畑の学校給食センターのほうには1台ございますけれども、関根地区の学校給食センターで使っていたものをそのまま利用するという形になるかと思えます。

それから、3点目の業務委託の関係でございますけれども、これにつきましては、財団法人のむつ市教育振興会の設立の経緯もございまして、4月以降も委託をしていきたいというふうな思いでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、単純なお尋ねであります。今までそれなりに順調にやってきたところだと思うのですが、なぜ今こういうふうな形での廃止ということになったのか、その経緯をお伝え願いたいと思います。

2点目ですが、先ほどの目時議員の質疑に対する答弁では1,000食可能なのが大畑給食センターということですが、今現在何人の体制で何食供給しているかということをお聞きしたいと思います。

また、栄養士とか調理師、それなりに配置基準というのがあると思うのですが、そういう栄養士とか調理師は今大畑給食センターにはどういう形で何人配置されて対応しているものか、まずこの2点、よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

なぜ統合なのかというふうなことでございますけれども、平成20年度におきまして、調理員が、調理師なのでございますけれども、2人が定年退職となります。現在市の方針として、調理員については退職者不補充との基本方針を持ってございます。したがって、人事配置等を考慮いたしまして、そして児童・生徒に対する安全で安心できる給食の提供と調理場の効率的運営というふうなものを考え合わせまして統合するという結論に至ったところでございます。

それから、大畑学校給食センターの体制でございますけれども、先ほど申しましたとおり、センターの施設能力は1,000食でございます。平成20年度の食数にしますと651食をつくってございます。平成21年度の予定になりますけれども、大畑地区では632食、関根を加えますと、関根が166食予定されておりますので、トータルでは798食が大畑

学校給食センターのほうで調理するという形になります。

職員体制ですけれども、現在の職員体制は、調理師が6名おられます。そのうち3名が臨時でございます。調理の補助員という形で2名が配置されて、計8名で運用してございます。栄養士につきましては、大畑中学校のほうに1名配置されております。これは、県費負担の教職員、栄養職員という形で県が負担して大畑中学校のほうに配置しているという状況になってございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 後段のほうのお尋ねであります。栄養士は結果として大畑給食センターのほうにはいないと、大畑中学校には県費で配置されているということですが、こういう体制を聞いて、いいのかなというふうに思います。この栄養士は常時大畑給食センターに行って、例えばメニューだとかエネルギー、カロリー、そういうのを点検しているのかどうか、そここのところも再度答弁お願いしたいと思います。

それで、現在調理師が6名で3名が臨時、2名の補助員、こういう形でいいのかどうかというのは、ちょっと私もわかりませんが、この体制は、これから166食ふえたとしても、この体制でいくということでは理解していいのか、そここのところをちょっと再度ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 大畑中学校に配置されている栄養士につきましては、これは学校給食センターにかかわるいわゆる献立等を作成するために配置されている職員でございます。したがって、すべて大畑中学校に配置されている栄養士の管理のもとに調理を行うというふうな形になります。

それから、職員数の関係ですけれども、このま

まの人員ですべて処理が可能というふうなことでございます。したがって、現在関根地区の学校給食センターでは3名の職員がいるわけですけれども、その3名分の人件費がいわゆるなくなるという形になります。といいますのは、現在配置している人数で、ほぼ今の800食近いものについては対応はできるということです。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 再度確認したいのが、とにかくむつ市の教育委員会としてはむつ市教育振興会に委託しているわけですから、166食追加になるけれども、今までどおりのサービスをやってほしいというふうな形で契約、そういう委託になると思います。やはり向こうのほうの言い分といえますか、今まで8名でやってきたのが結局過重負担になると私は考えるのですが、そこら辺の話し合いというのは全然なされなかったのか。単純に8名で166食ふえても構わないよという感じで、もう簡単に委託をしたものかどうか。その委託の話し合いの経緯を若干お知らせ願えればと。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 委託契約につきましては、今後予算の審議が終了してから正式に手続に入るわけなのですけれども、現在内々にいわゆる対応が可能かと、対応する場合、先ほど説明いたしました800食程度、これを調理するためには現人員で大丈夫なのかと、もしくは人員の増が必要なのかというふうなことを委託予定者のほうに一応内々に打ち合わせはしてございます。現有人員で大丈夫というふうなことで回答をいただいているところでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第9号

○議長（村中徹也） 次は、日程第9 議案第9号 むつ市ふれあいスポーツパーク条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。4番目時睦男議員。

○4番（目時睦男） 議案第9号であります。この改正条例案の中の5条の別表で使用料についての記載があります。その中で1日の部分については野球場は5,000円、庭球場が4,400円と、こういうふうなことで、備考に1日の定義として午前9時から午後5時までと記載をされているわけですが、その根拠というか、理由について、まずお知らせを願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 1日の根拠というふうなことでございますけれども、これは主としてこの時間をそういうふうに定めているということでございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） というのは、今回この条例の改正のポイントは、野球場に加えて庭球場もできた、そのことによる条例の改正というようなことで理解をするわけなのでありますが、この野球場にしても庭球場にしても、特に夏期間の場合に、一般的にどちらの競技にしても、例えば5時で野球の試合が終わるとか、練習が終わるとか、庭球についてもそのような、日照時間からいっても限らないと思うのです。その場合に、使用料との関係で言いますと、例えば6時まで使用するとい

った場合には、野球の場合5,000円のほかに1時間加えて一般の場合に5,700円と、こういうふうな徴収になるという理解になるわけですが、そういうことですか。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、時間の設定を改めたのをご説明いたしますと、この条例自体は川内野球場に関しては、合併以前から設置されていたものでございます。その際にも時間帯は同じ9時から5時までという形の設定がなされておりました。

なぜ5時かということですが、例えば日が長いときには6時、7時でも多分よろしいでしょうけれども、そういうふうな設定をしますと、公の施設ですから、施設そのものを常に野球場なり庭球場を運営している期間については、その時間中開館しなければならないという義務が生じます。といいますのは、日が短いとき、例えば4時半で暗くなるということになりますと、当然7時までという時間設定をしておりますと、照明機器が必要になってくると。そのような事情から、あくまでも日が上がって、大体日没になるまでできる、年間を通じて使用できる時間帯を設定させていただいているというふうなことで、ご理解をいただきたいと思います。

時間外の使用については、基本的にはこの時間内での使用をお願いするわけなのですが、どうしてもやむを得ず延びることがございますと、やはり1時間当たりの料金をいただくという形にはなろうかと思えます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 今の説明の中で、管理をしている側の都合で使用時間が5時までということで制限せざるを得ないとすれば、どんな事情があるにしても5時で終わると思うのです。ただ、利用者の都合によって6時なり7時というようなこと

になった場合に、可能だとすれば、私は1日という定義が5時までということではなくて、徴収の部分についても5時以降6時になった場合には、今の説明でいきますと5,700円になりますよというのは、使用する側からするとちょっと不合理ではないのかなというようなことで、3回目ですから、今後実態に合わせて再考するということを要望しておきたいと思います。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。17番半田義秋議員。

○17番（半田義秋） ふれあいスポーツパークの野球場に関してお尋ねいたします。

従来、まだ合併前野球場は町内は無料だったのです。町外の人については料金を定めていました。それはそれで合併したから料金ももらってもいいと思うけれども、私は庭球場のほうは中学校の今の庭球場を小学校の敷地ということで新たにこの庭球場をここに作ったわけです。それで、これはクラブ活動の一環だとしても、それでも1時間につき130円徴収するのかどうか、それをお聞きします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、中学校のほうに第一川内小学校を建設する計画で、いわゆるテニスコートをつぶすという計画がございまして、こちらのほうを使っていただくという方針でございます。したがって、中学校の教育活動に使用する場合、このテニスコートについては料金は免除させていただきたいと考えております。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 当然そうでしょう。私も今一般質問で、この件について聞こうと思っていましたけれども、今ここでちょうどこういう案件が出

ましたので、お聞きしました。

そうすると、この野球場のほうも、高校は県立ですので、ちょっとあれだけれども、中学校の大会等でもこれはやっぱりお金を徴収するのですか。中学校の野球大会等でも。これは、やっぱり教育の一環としてお金をもらうのかな。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

学校活動の例えば大会等に利用する場合には、これは減免措置を講じてございます。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 確認の意味で2点ばかりお聞きしたいと思います。この使用料金ですけれども、旧むつ市、旧大畑町、旧脇野沢村の方が使用した場合も、この同一金額と理解してよいのか。それと、むつ市以外の方が使用した場合の使用料も同じ料金でよろしいのでしょうか。そこのところお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） この施設につきましては、同一料金でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第10号

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第10号 むつ市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例



を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第11号

○議長(村中徹也) 次は、日程第11 議案第11号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、4 番目時睦男議員。

○4 番(目時睦男) この条例案の中で、合併以降の課題になっているわけでありましたが、保険料の値上げをというようなことなわけでありまして。従来合併前の場合には旧大畑町が介護保険料が一番安いというか、低いというようなことから、新年度から市全体同じ保険料にということで状況としてはなっているわけでありまして、この介護保険料の引き上げをする理由についてお知らせを願いたいと思います。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) お尋ねにお答えいたします。

旧大畑町を含む介護保険料値上げの理由についてであります。介護保険を算定するに当たっては、平成21年度から平成23年度までのそれぞれの年度において新設されます介護老人保健施設やげんを含む介護サービス給付事業及び地域支援事業を市役所関係担当課長及び計画策定検討委員会、

医師会長初め保健部門、福祉部門、学識経験者等で組織し、介護保険料を含めます事業計画等を決定しております。

今回の保険料提案の総事業費は3年間で141億8,305万円と推計したところでございます。この総事業費に65歳以上の被保険者が負担しなければならない率の20%を乗じた金額に各所得割、各所得段階割の人数割を乗じて金額を算出したものであります。

旧大畑町の介護保険料につきましては、合併協議会において合併後の検討事項として平成17年度までそのまま据え置いてきた経緯がございますが、平成18年第3期保険策定計画をするに当たって地区別サービス受給率を調査いたしましたところ、旧川内町介護認定者数287人のうちサービスを受けている方276人、受給率96.2%でございます。旧大畑町介護認定者数388人のうちサービス受給者数352人、受給率90.7%、旧脇野沢介護認定者数109人にサービス受給者数98人、受給率89.9%、旧むつ市は認定者数1,563人、受給者数1,389人、受給率88.9%となっていることから、保険料の一本化を実施するという意見もございましたが、旧大畑町地区に急激な上昇は無理があるという意見があり、第3期計画においても大畑地区を2,870円から42%の上昇率4,100円とし、大畑地区以外を3,900円から15.3%の上昇率4,500円としております。

今回の策定委員会では異論がなく、同一の保険料となったものでございまして、受給率は各地区肩を並べておりますことから、同一価格に踏み切った次第でございます。

○議長(村中徹也) これ目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5 番工藤孝夫議員。

○5 番(工藤孝夫) 本議案で提案されております

この値上げ率は13.3%でありますけれども、この値上げ幅は議案第3号で言う6条第1号を適用しない改定案なのか。それと、どのぐらいの料率になれば6条第1号が適用されるのか、この関連をお尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 工藤議員のお尋ねの臨時特例基金が交付された場合であっても65歳以上の介護保険料が13.3%の上昇率になるのかについてであります。基本的には5,100円の13.3%の上昇となっておりますが、実質的には平成21年度は3%の増改定相当部分全額を、そして平成22年度には半額国から交付されますので、その分を差し引き、さらに平成18年度上昇率の15.3%とならないように、介護保険財政調整基金から8,000万円の取り崩しをしております。このことから、平成21年度の支払いは4,960円、平成22年度は5,030円、国から交付されない平成23年度で5,100円の負担となっておりますので、実質上は今回の第4期策定では11.8%の上昇率となっております。

また、65歳以上の全介護サービス給付費の負担率が平成18年度では19%でしたが、平成20年度では20%となっております。1%上がっております。そういうことから、介護利用料の上昇については、むつ市介護老人保健施設やげんが29床増床されましたことを踏まえれば、相当な保険料ではないかと考えております。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

目時睦男議員も値上げの根拠ということを質疑いたしました。再度ここは確認したいのでお聞きいたします。総事業費が3年間で141億8,305万円ということですが、例えば総事業費と利

用者は大体どのぐらいふえるという形で今回のこういう値上げになったのか、そこら辺の根拠なんかもお伝えしたいと思います。

2点目ですが、今回の改定で11.8%値上げになるのですが、この中で当然支払いがなかなか大変なところも今現在もあるとは思っています。そういう意味でちょっとお聞きしたいのが、38条第1項で第1号から第6号あるのですが、この中で滞納者の多い順に並べるとしたらどういう形になるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。第1号の方が多いのか、第2号が多いのかということでお伝えしたいと思います。

3点目ですが、やはりむつ市は低所得者の方が大変多いので、この第1号と第2号、ここの部分、今の保険料、これをそろえることができないものかどうか、そこら辺も検討したものかどうか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） お尋ねにお答えいたします。

まず、保険料の値上げについて、どれくらいを見込んでということのお尋ねですが、毎年大体5%ずつのサービス給付費がふえております。このことは、高齢化率が毎年1%ぐらいずつふえているということの原因によるものと考えます。

次に、38条の第1号から第6号のうち保険料の滞納者の多い順に並べるとしたらということについてでございますが、これについては第2段階の方が一番多いわけでございます。

それから次に、いわゆるその2段階に該当する方々の保険料を据え置くことはできないのか、何か講ずることはできないのかというご意見でございますが、第1段階、第2段階に該当する滞納する方々のことを考え保険料を据え置いた場合、その分をだれが補てんするのかという問題が生ずるわけであり。保険料給付費に対する一般会計

の繰り入れは12.5%であり、介護保険の費用は国や県の繰入金、第2号被保険者保険料の負担割合が決められております。保険料負担は、国民皆保険のもと、高齢者の方々でも助け合いに加わるという精神のもとで成り立っているもので、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転ずるといことは、その精神を否定するものでございます。

国では、保険料の全額減免はしない、2として収入のみに着目した一律の減免はしない、3として保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはしない、この3原則があり、これを遵守すれば単独減免はやってもいいですよと国から指導がありますけれども、むつ市のように高額所得者の少ない被保険者では、この減免した部分を高額所得の方に転じなければならぬわけでございます。こういうことには慎重にならざるを得ないものと考えております。

また、こういうふうなことを実施した場合、もし介護保険が赤字状態になったときに財政安定化基金からお金を借り入れる金額が減額されるという罰則が待っておりますので、こういうことでご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 滞納者が第2段階という表現をしたのですが、これは第38条の第1号、第2号のことを指しているのですか。ということでありますから、やはり払えない方は幾ら催促してもなかなかそもそもないものですから払えないということで、こういう状態をこのまま続けていいのかどうかということですが、市政として、こういう意味で、第2段階の方がかなり滞納が多いというのに、今回のまた4月から値上げになるとますます滞納額がふえると、これをこのまま放置していいのかという問題になると思うのです。ですから、だんだん量から質への転換でふえていきますか

ら、まだ小さいうちは問題になりませんが、だんだんそれが多くなるということが予想されますので、そこをいろんな意味で慎重な議論が必要だという答弁であります。ぜひともここら辺、どんどん量がふえていくと質への転換になって、今度どういう市政なのだということが問われてきますので、そこをぜひとも長い目で見て、どういう市政をやるのかと、そういう滞納者がどんどんふえても値上げをしていくのか、ここのところを市長からご答弁、市政のあり方として、そういう滞納者がどんどんふえても構わない市政を今後ともやっていくのか、そこのところをご答弁お願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 確かに第2号被保険者が長期にわたりますと、滞納額というのはどんどんふえていくわけでございます。第1号に該当する方というのは、生活保護を受給している方でございます。第2号が市民税の非課税世帯でありまして、年間所得が80万円以下ということでございます。こういう方々に対しては、いわゆる保険料等を支払えない場合は生活保護の部分を充当させて、その申請をさせて、その生活部分の社会保障料を支払えるという制度がございますけれども、それぞれその世帯の中にそういう該当させてまでというふうな生活保護を受給するというふうな考えを持たない方、または本当に支払えない方というわけでございますので、私どものほうから払えるようにこういう申請をなささいというふうなものは指導できる立場にないと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第12号

○議長（村中徹也） 次は、日程第12 議案第12号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

この条例が適用される方は市内にいるのかどうかということですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 該当する方はございません。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第13号

○議長（村中徹也） 次は、日程第13 議案第13号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 4点ほどお願いいたします。

今回のこの特例に関する条例ですが、これは市独自の措置でこういうふうな形で今までの軽減措置を継続するという理解でいいのかどうかです。それこそずっと今後ともこういう軽減措置を継続するのかどうか。

2点目ですが、今回のこの生活支援事業利用者、こういう方はむつ市に何人いるかということですか。そして、それぞれ負担が1割負担になっていると思うのですが、この負担されている方のちょっと区分というか、人数をお知らせしてもらいたいのです。大体一月1,500円以下の負担の方は何人、そして1,500円から3,000円以下は何人か。また、3,000円から1万円未満は何人、そして1万円以上ということそれぞれお答えしてもらいたいと思います。

やはり1割負担ですから、当然支払えない方も中にはいると思うのですが、そういう滞納者の方は何人いるものか。そして、この1割負担になったことをきっかけに、今まで利用していた方がばたっと利用しなくなったというサービスの利用を中止した方は何人いるものか。

以上、お答え願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） お尋ねがありました4点についてお答えいたしたいと思います。

今回の法定給付における負担軽減措置が平成21年度以降も継続になるということから、実施期間の一部改正を提案したところでございます。この改正は、市単独措置となるということにつきましては、生活支援事業の利用者負担は実施主体の判断によるものとなっておりますので、独自措置となります。継続期間については、今回の改正において定めておりませんが、法定給付における延長年限の動向を見守りながら検討してまいりたいと思っております。

次に、1割負担の額別の利用を区分した場合ど

のような割合になっているのかということでございますが、地域生活支援事業は相談支援事業を初め10事業を実施しております。そのうち利用料条例による利用料が伴う事業は4事業となっております。今年度の4事業全体の利用者は、平成21年2月末日において180人となっております。利用料負担上限月額をご質問のとおり区分けいたしますと、1,500円以下の方は66名、1,501円から3,000円以下の方は58名、3,001円から1万円未満の方は54名、1万円以上の方は2人となります。割合にいたしますと15%以下は36.7%、1,501円から3,000円以下の場合は32.2%、3,001円から1万円未満の方は30%、1万円以上の方は1.1%となっております。滞納者の方は、現在ございません。

負担増を理由にサービス利用を中止した方は何人いるのかということでございますが、今回の改正は、昨年7月において改正されたものに伴いまして、負担が軽減されていっているものでございますので、利用者が負担増になっているということはございませんので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 今回の質疑で1万円以上の負担が2名ほどいるということを大変驚くのでありますが、やはりこの軽減策というのは、こういう1万円以上の方は全然救われない形のものだというふうにちょっと理解させてもらっているのか。市としてこういう障害者の方に一月1万円以上も負担してもらっているというのは、どういうふうに思っているのか、ここをちょっと再度、やはり大変だと私は思うのですが、そこら辺の措置は市として全然考えられないものかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 1万円以上の方がい

るということに対して、ちょっと市の対応が悪いのではないかというふうなご発言で、この対応はどうあるべきかということでございますが、ほとんどこういう方々については手厚い措置をされておりますので、1万円以上というふうなことについて、それ以上の額で国で定められている金額の中をむつ市でそのまま適用させておりますので、そういう負担増ということには、確かに低ければよろしいのしょうけれども、負担増というふうなことにはなっていないと考えております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

#### 議案第14号

○議長（村中徹也） 次は、日程第14 議案第14号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

これは、電柱だとかそういうものの料金であります。これが安くなっているのですね、これ見ると。ですから、なぜ安くなるのかというのをお聞きしたいと思います。結果として使用料を安くするものですから、当然市のほうにそれなりの使用料、占用料として入っているものがあると思いますが、そういう影響はどうなっているのか、この2点よろしくをお願いします。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

まず1点目の料金の減額になった理由でございますけれども、この条例は国の道路法施行令別表に規定された料金に基づき設定されております。国におきましては、平成8年度に設定以降見直しが行われておりませんので、この間地価が全国的に下落し、それに伴う道路の価格も下がっておりまして、占用料に大きな影響を与えているということで、平成20年1月18日に道路法施行令の一部が改正され公布されております。これに基づき当市も道路占用料徴収条例の関係条文を整備するもので、地価の下落に伴いまして、おおよそでございますけれども、占用料が43%ほど減となっております。

市に入る歳入は、ただいま申し上げましたとおり43%、平成20年度の当初予算が850万円、平成21年度では480万円、約370万円の減となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第15号

○議長（村中徹也） 次は、日程第15 議案第15号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案は、農林水産省から青森県に所管換えされた国有林地をむつ市大字大平字荒川に編入するた

めのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第16号

○議長（村中徹也） 次は、日程第16 議案第16号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

#### 議案第17号

○議長（村中徹也） 次は、日程第17 議案第17号 二級河川の指定に係る意見についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第18号

○議長（村中徹也） 次は、日程第18 議案第18号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第19号

○議長（村中徹也） 次は、日程第19 議案第19号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 人事案件でございますので、私はこの案件については否定するものではございませんが、2点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1つは、これは前任者の方が任期満了のため勇退をしていただくというものなのか、本人の申し出なのか、再度推薦をしなかった理由をお聞かせください。

それと、市長においてはどのような観点から本提案の方が今回適格者と判断されたのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（村中徹也） 秘書広聴監。

○総務部秘書広聴監（齋藤秀人） お答えいたします。

2点ほどでございますけれども、まず前任者の部分でございます。これについては千賀議員がお尋ねのとおり、2つの理由をあわせ持っております。任期満了及びその再任といえますが、再度継続ということでお尋ねしましたけれども、これをもって辞任したいということの申し出がありましたので、今回提案となっております。

2点目のその理由でございますけれども、参考資料にもお示ししてございます。また平成20年3月のむつ市議会第195回定例会でも同様なお尋ねがございまして、本人はむつ市職員として保健福祉部とか総務課、または市民相談室等勤務をされておられて、非常に人権についてもご理解があるということで今回推薦したものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます議案第19号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第20号

○議長(村中徹也) 次は、日程第20 議案第20号平成20年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、4番目時睦男議員。

○4番(目時睦男) 補正予算について何点かお聞きをしたいと思います。

歳出であります。第2款第1項の庁舎建設費の中で、本庁舎外部テナント改修設計委託費として445万5,000円の増額補正であります。この内容についてお知らせを願いたい。

2つ目は、第3款民生費の第2項老人福祉費の中で介護老人保健施設やげんの整備事業費として522万9,000円を増額補正しております。この具体的な内容についてお知らせを願いたいと思います。

3点目は、第7款商工費、第1項商工費の商工振興費の中で中小企業融資特別保証制度信用保証料負担金として471万5,000円の増額補正でありま

す。これは、多分私なりに理解をするところでは、不況のあおりの中で中小企業の事業者の皆さん、大変な状況の中で融資を受けた保証として市が保証料の負担をすると、こういうようなことで、相当なというか、厳しい状況の中で中小企業の実態をあらわしているのではないかという理解をするわけでありますが、この保証をしている件数について何件なのか、お知らせを願いたい。

最後は、第10款教育費の第3項中学校費の中学校管理費の中でスクールバス運行管理費が690万円減額補正されています。相当多い金額での減額なわけでありますが、この理由についてお知らせを願いたいと思います。

以上です。

○議長(村中徹也) 総務部理事。

○総務部理事(石田三男) お答えいたします。

外部テナントの改修設計費についてでございますが、開放エリアの一部といたしまして計画いたしておりましたが、金融機関のATM、職員食堂を兼ねた食堂、それと1次産品の販売をしていく(仮称)産直広場を整備していくための改修設計費でございます。これは、9月の定例会で参考資料といたしまして、開放エリアの部分を示してございますが、バイパス側の旧店舗、テナントの店舗の部分の改修設計費でございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 2点目の第3款民生費のうちの介護老人保健施設やげんの事業費についてのご説明を申し上げたいと思います。

介護老人保健施設やげんについては、昨年9月補正においてベッド及び暖房設備の電化改修工事及び徘徊防止工事のために6,300万円計上させていただいたところでございますが、このたび介護老人保健請求管理システムに381万7,000円と看護師ナースステーションにおいても徘徊が監視でき



るようにセンサー取り付け25万5,000円が不足したものでございます。そして、18節に備品といたしまして、ポータブルトイレ8基53万2,000円を補正として計上した額が522万9,000円となったものでございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 中小企業融資特別保証制度の件数等についてお答え申し上げます。

この融資特別保証制度につきましては、小口資金特別保証制度と活性化資金特別保証制度の2本立てで実施されているものでございます。4月から12月までの保証承諾額は小口で113件、5億3,841万5,000円、活性化資金で39件、4億7,300万円となっており、対前年度比では小口が額で187.3%、件数で201%、活性化資金では額で138.6%、件数で111%となっております。このことから、保証料が年度末には不足になるということで増額をしたものでございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） スクールバスの委託料についてご説明申し上げます。

川内、大畑、脇野沢3地区に9台を運行しているわけでございますけれども、当初5,071万円を見込んでおったものが、入札の結果4,381万円で済んだということで、入札残でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） 内容についてはわかりました。1つだけ再質問をしたいのですが、第2款の庁舎建設費、今の説明でいきますと、ATMなり食堂、1次産品のテナント、こういうふうなことであります。これまでの本庁舎にかかわる議論経過の中で、開放エリアの部分については子供支援センターから考えておった部分について、全体的に開放エリアの部分については検討し直しをすると、こういう経過の中で、先ほどの説明からしますと、その開放エリアの一部を先ほど言ったようなこと

で改修設計をすると、こういうふうなことで理解をするわけでありますが、開放エリア全体の部分についての検討がどのような状況になっているのか。

それと、全体の計画がまだ進んでいないというようなことから、先ほどの説明された部分について一部設計施工をするというようなことでの考え方だと思いますが、なぜその一部だけを設計施工しなければならないのか、その内容について再度お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 一部だけの設計というふうなことでございますけれども、ATMの設置、そしてまた職員及び市民の方々の食堂というふうな部分、必ず必要な部分でありまして、開放エリアのバイパス、国道沿いから入りまして、先ほど理事がご説明いたしましたように、かつて焼き肉屋さんとかありましたところ、今ATMが全部撤去されております。そこを改修していくための設計費というふうなことでご理解をいただきたいと、こう思います。

開放エリア全体についてというふうな部分ですけれども、今はその工事をしっかりと完成をさせて、その過程の中でこれから開放エリア全体について考えていくと。基本ベースとなっているものは先般も議会の中でご答弁をさせていただきましたように、キッズプラザを基本として考えていかなければいけないと、このような思いを今しているところであります。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（目時睦男） ほとんど理解はするのですが、若干疑問なのは、必要不可欠な部分、例えばATMなり食堂の部分、今市長が説明した部分、これについては逆に言うと当初から移転するに当たって、もう義務的にやらなければならないスペースの部分でないのかという理解をするのです。です

から、前の12月の補正の段階から、今回さらに今の部分を補正しなければならない。前に一緒に補正できなかったことの整合性がちょっと理解できないものですから、再度お聞きをしたいと思えます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） ただいま市長から申し上げますように、庁舎機能に付随する機能ということで、できれば同時オープンしたいというふうなことで、確かに開放エリアは庁舎エリアとは別事業ということで3億数千万円ということでお示ししてあったわけでございますけれども、外部テナントということでございますので、この部分については今般切り離して、開放エリアの本体の部分、いわゆる子育て支援センターエリア、いわゆるキッズプラザの部分、それからワークプラザの部分、この辺の当初お示ししておりましたその構想とは切り離して、外部テナントの部分のみについて同時オープンをさせていただきたいというふうなことでご提案させていただいたわけでございます。

開放エリアにつきましても、そのまま同時オープンを目指しておりました段階でも、後ほど補正で対応するというふうな格好で考えておりましたので、これについては9月からは見送りまして、今の3月の段階になっているということでございます。

○議長（村中徹也） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 4款2項2目13節、脇野沢地区不法投棄現場遮水工実施設計業務委託料178万円余りでございますが、これまでは調査のための経費でしたが、今度の補正予算は工事の設計委託料です。全体の金額は6億円を超えると先般報告がありました。けさの東奥日報の新聞批評欄に、

むつ市の方が書いておられますけれども、だれも責任を負わないまま財政の厳しいむつ市が巨額の負担をすることに市民は納得しておりません。民法第724条は、不法行為による損害賠償請求権は加害者を知った日から3年間行使しないと消滅するとありますが、この知った日から3年を経過しているのか。これまでの調査の結果、責任者はだれなのか、そして損害賠償の請求をなぜしないのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 民法に規定されております3年の時効、そのことを知ってから3年を経過した時点で時効というふうなことでございまして、これは以前にもお答え申し上げておりますように、組織として知らなくても、それに従事していた人間が知っていれば、時効はそのまま継続していくという最高裁判例があるというふうなことで弁護士さんのほうからお聞きしているところでございまして、そのご意見を取り入れて判断いたしますと、3年はすべての段階で経過してしまっているというふうに理解をいたしております。

責任の部分でございますけれども、これにつきましても、時効ということで責任を追及できるというふうな状況にはないということ、それからそれぞれに旧脇野沢の時点で行われていた行為でございますので、当時の村長さん、あるいは職員、業者、それから直接投棄した住民、それから合併後それらのことがすべて継承されたむつ市というふうなことで、すべてにわたって責任があるというふうなことでございます。

どうして告訴しないのかというふうなことでございますけれども、これにつきましても再三申し上げますように、告訴告発ということによらなくても警察権の捜査というようなことは行われるわけでございますので、そういうことでは告訴が行われなくても警察では捜査を行ったという

ことがございます。そういうことで、警察としても立件を見送ったというふうな状況があると思えますので、あえて本市としては、市の立場としては告訴しないというふうなことでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 私告訴のことは時効が完成しているということで承知しておりますが、合併してついこの間、この不法投棄があるということが投書によって判明したわけですよね。ですから、その職員も引き継いでいるから時効が完成しているというような今の説明でした。告訴ではないのです。実質的なその責任者がだれなのか、そしていわゆるその不法行為による損害が、現に6億円を超える金額の負担を市民の皆さんに求めることになるわけです。ですから、どうも聞いていれば、やらない方向で弁護士さんと相談したのではないかと思うくらい、何か知らないけれども不明朗だといいますか、もっと市民の負担を少しでも可能な限り軽減するという姿勢が私必要なのだと思うのです。あるいはその損害賠償請求という法的な行為がもしできないとすれば、もっともっと最大限努力をするべきだと私は思うのですけれども、それができないとしても、当時の方々といわゆる応分の負担をしていただく任意のといいますが、最終的には、そういうお願い、交渉、話し合い、そうしたものが私は形としてされるべきではないかと思うのですが、市長、どうでしょう。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の責任者はだれかというふうなことのお尋ねでございますけれども、旧村時代の最高責任者であります。そしてまた、それを支えていた行政、それ自体がそうですし、またそれに従って投棄をした住民の方々もその部分においては責任はあるものと、こういうふうな思いはしております。しかしながら、最高責

任者の責任であると、判断をしたのは最高責任者であるというふうなところでございます。

市民の負担をいかに軽減していくのか。これは、できるだけ6万5,000人市民の負担を少なくすべくこれからしっかりと精査をし、コンサルの結果を受けまして、環境にもしっかりと影響のない形で取り組んでいく必要があると、このように認識しております。任意の部分につきましては、現在のところ考えておりません。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） どうして考えないのですか。

私ちょっと不思議なのです。どなたの弁護士さんと相談されたかわかりませんが、最高裁の判例があるというふうなことでございましたけれども、私はもっと相談する相手方を変えても、その法的な措置が全く不可能なのかということをもっと追求してみる。そして、市長今言われたように、任意のことについても考えていないと。そういうある意味では温情あふれる市長の判断なのかと思いますけれども、その結果として一般財源から市民に負担を求めていくというようなことになるわけですから、それは当然これから行う工事等において精査をして、その経費を節減していくというような姿勢は当然のことですけれども、その前提としてやはり最終的には任意のお願いをするというふうなことを、私は市民に対する説明がつかないのではないかと思うのです、そういうことでは。ですから、もう一度答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 任意の集まりの方々というふうなことですけれども、これは平成4年からたしか平成14年、かなり10年間以上にわたる不法行為でありました。その部分において、住民の方々が行った行為でもありますし、それは最高責任者としてそういうふうな形になった方、また職員もその部分でかかわっていたと。そうすると、全

体に対しての形を考えていかなければいけないのかと、こういうふうな思いもいたします。しかしながら、今の時点では考えていません。今後のことにゆだねなければいけませんし、その部分でのさまざまな考え方があろうかと思えます。責任のとり方、そしてまたこの6億円に対しての部分については私は極力その部分を下げていく努力もしていかなければいけない。しかしながら、この行為は旧村時代に行政全体が行った行為であるというふうな前提を考えますと、なかなかその部分で任意でどうこうと、特定をしていくと、かつての村の住民の方々も、それは行政として指示したと思われる場所に不法投棄をしたわけです。そういうところで、それを絞っていくというふうな部分、これはなかなか私からとやかく今の時点ではお話は差し控えさせていただきたいと、このように思っています。

○議長（村中徹也） これでは澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 5点ほどお願いいたします。

まず、11ページにあります地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、3,000万円が国庫補助金として入るということですが、これはどういうものであるかということです。

そして、12ページですが、市有地の売り払いが6,974万4,000円なされなかったという減額だと思うのですが、これはどこの部分であるかということです。

13ページの民生債で740万円あるのですが、これは大畑の介護老人保健施設やげんのことなのかというのを確認させていただきます。

次、14ページであります。バス運行対策費補助金として823万円が毎年この時期になると出てくるのですが、附属資料を見ますと、今回は5つの路線だけということで、それではこれ以外の路

線については5人未満、平均乗車密度5人未満というのが各市町村の負担ということです。それ以外は県のほうで負担、赤字部分、そういうふうな形での市町村、むつ市の負担分だと思うのですが、この5人未満というのがこの5つの路線以外ではなかったというふうな理解でいいのか。

それと、今までこういった平成18年度のときの対策等補助金の場合は、市独自の補助金ということで、薬研線とか小目名線とかにも出していたのですが、今はもう薬研線、小目名線等は赤字は出していないということで市単独の補助は必要ないのかということをお聞きしたいと思います。

次、19ページには、下北医療センターに1億139万6,000円という支出がありまして、この内訳を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） お尋ねの2点目、土地売却収入の減についてお答えを申し上げたいと思います。

これにつきましては、当初旧海老川市営住宅用地、これは10区画8,000万円の予定でございました。それから、もう一カ所は旧大湊市営球場、これが2,300万円、合わせまして1億300万円の売却収入を予定していたわけでございますけれども、このうち旧海老川市営住宅用地、これが10区画のうち4区画の売却にとどまったこと、それから旧市営大湊球場につきましては、次年度に契約が延びたこと等、こういうことで他の県道用地等の売却等もございまして、結果として3,325万6,000円の売却収入にとどまったということでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） お尋ねの4点目のバスの運行対策費補助金のことについてお答えを申し上げ

げます。

まず、そのうちの1点目の5人未満の路線がこの5路線のみかということは、その認識のとおりでございます。これはご承知のとおり、国・県との協調補助の路線ということでございまして、いわゆる市町村をまたがる広域的、幹線的なバス路線ということで、国・県に協調して市もある一定のルールのもとに補助しているというものでございます。

それから、2つ目の、それに対しまして、いわゆる廃止代替等路線バスのことだと思っておりますが、市単独の路線バスがございまして。こちらのほうはもうないのかというお尋ねのようでございますが、これは当初予算のほうで毎年所要の計上をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） お尋ねのうち1点目、3点目及び5点目についてお答えいたします。

まずお尋ねの1点目は地域活性化緊急安心実現総合対策交付金についてのお尋ねであります。これは地方公共団体が国で策定した緊急総合対策に取り組むに当たり、地方財政の運営に支障が生じないように設けられたもので、人口や第1次産業就業者比率、高齢者比率、財政力指数等の基準で交付されるものであります。当市には、3,000万円の配分がありましたことから、既に予算化しておりますナマコ増殖場造成事業及び特産物販売促進事業に活用したほか、今回の補正では窓口相談システム整備事業、消防防火服整備事業の財源として活用を図ったものであります。

お尋ねの3点目は民生債についてでございますが、議員仰せのとおり、介護老人保健施設やげんの整備に係るものでございまして、事業費の確定により増額したものであります。

お尋ねの5点目は下北医療センター負担金につ

いてありますが、これはむつ総合病院に対するもので、地域医療の確保や精神病棟の運営費及び小児医療に要する経費について、体制の拡充及び収入の減による不足分に係るものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） この地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、平成20年8月29日に決定したようではありますが、これは毎年来るということで考えていいのか、来るというか、こちらで企画すると交付されるものかどうかというのを再度確認させていただきたいと思ひます。

それと、バスの運行についてですが、こういうふうには毎年800万円前後出ておまして、市として例えば5人以下の乗車の例えば解消策というか、そういうのを検討したことがないのかどうかということです。どうしたら皆さんがバスを利用してくれるか、やっぱりそういうところも検討するならば、この八百何がしかのお金はそれなりに出費しなくても、それこそ住民との協力で、バスを利用することによって、車よりはガスを出さないということで温暖化対策にもなりますし、そういう住民の協力のもとでむつ市の財政の出費を抑えるというふうなことで何か対策を打ったことはないのかどうかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） まず、いわゆる生活交通路線維持費補助金、先ほど申しましたとおり、これは国と県と市町村の協調補助でございまして、今議員おっしゃるような協議の場というものが、いわゆる地域公共交通活性化協議会というものがございまして、市町村をまたがるこの趣旨のものにつきましては、青森県のバス協議会というものがございまして、この場でいろいろな地域公共交通の足をどういう形で活性化していき、ま

たそれをどういう形で支えていくかという議論が行われております。

私どもちなみに申しまして、市町村が単独で補助している先ほどのいわゆる廃止代替等バス路線につきましても、昨年の9月に地域公共交通活性化協議会と、こういう母体を立ち上げまして、ここでの協議をしまいるということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 地域活性化緊急安心実現総合対策交付金についてお答えいたします。

これは、8月29日に国の対策が示されました。それに基づきまして、国の第1次補正予算で成立したもので、今年度限りのものであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 本庁舎外部テナント改修設計委託費445万5,000円についてお聞きいたします。

先ほど、これは改修設計費ということでしたが、そうすれば何か6月補正で実際の事業費のほうを補正に付ける予定だと聞いておりますけれども、最終的には、この部分の工事費は幾らになると予定しているのか。

それから、その財源は庁舎移転事業費の18億7,000万円の中から充てるという理解でいいのか、よろしくお願いします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 外部テナントの事業費ということでございます。これは、実施設計をしてみないとはっきりした金額は申し上げられないわけございまして、ここで何千万円というふうな形で申し上げますと、それが一種の縛りになりますので、控えさせていただきたいと思っておりますけれども、

数千単位ということになっていくかと思っております。

この財源につきましては、外部テナントをひっくるめました開放エリアということになりますと、合併特例債の充当が可能というふうなことで見通しを立てていたわけでございますけれども、外部テナントということになりますと、これは対象外になるであろうというふうなことがございますので、それにつきましては基金を充当したいというふうに考えているところでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 今まで理事者側の回答は、庁舎移転の総事業費と開放エリアの事業費は別枠であるという立場ですべてやってきておりますよね。それで、今急に18億7,000万円を開放エリアに充てるということはちょっと理解しがたいのですが、その辺について。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） これは、あくまでも議員ただいまおっしゃられましたように、別事業、別施設というふうなことで考えているわけございまして、ただ外部テナントの部分につきましては、住民の利便性、いわゆる庁舎を訪れる方々の利便性を考えましても、同時オープンが望ましいであろうというふうなことで今般お願いしているということでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） これだけ今突然必要になったようにも言っていますけれども、初めからATMとかそういうのは必要であったのですから、当初から本庁舎移転のほうの事業に組み入れることはできなかったわけですか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 当然ながらこれらの外部テナント、特に食堂、それからATMの部分につきましては、庁舎機能に付随する必要な機能とい

うことでの認識がございまして、それで構想の中にも盛りさせていただいたということでございますけれども、利便性、設計時においてはその利便性を考えまして、開放エリアの中に組み込んだというふうなことがございます。これらをひっくるめた格好で開放エリアに設定した関係上、庁舎からは切り離されて今般こういう格好で別にお願ひしなければいけない状況になったというふうなことでございます。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） 議案第20号 平成20年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、市民の足であるバスの運行の補助823万円や大湊中学校耐震改修事業費2億3,590万5,000円など、市民生活に欠かせない予算が計上されております。その一方、本庁舎移転事業の継続費補正や地方債補正などが計上されている予算でもあります。

私は、本庁舎移転はまだ信じられないというむつ市民に多く出会います。市民不在の本庁舎移転事業が計上されている本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の討論を終わります。

次に、3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 議案第20号 平成20年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論を行います。

このたびの一般会計補正予算の中には、本庁舎外部テナント改修事業費として445万5,000円が計上されております。理事者は私の本庁舎移転事業費28億2,238万5,000円と開放エリアの事業費3億2,600万円は本庁舎移転費として一体であり、本庁舎移転の総事業費としては31億4,238万5,000円であるという主張に対し、本庁舎移転事業費と開放エリアの事業費とは別枠であるという立場から、現在開放エリアの全体の利用方法が未確定のまま、開放エリアに先行して本庁舎工事に着工しております。それにもかかわらず開放エリアの事業費と別枠である本庁舎移転事業費を開放エリアの全体の利用方法が確定しないまま突然開放エリアの本庁舎外部テナントを改修するために使用することは開放エリアの工事をなし崩し的に行うことになり容認しがたい。

よって、本議案に反対いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで新谷泰造議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第20号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者5人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時20分まで暫時休憩いたします。

午後 零時21分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号

○議長(村中徹也) 次は、日程第21 議案第21号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第22号

○議長(村中徹也) 次は、日程第22 議案第22号 平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第23号

○議長(村中徹也) 次は、日程第23 議案第23号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号

○議長(村中徹也) 次は、日程第24 議案第24号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。



(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

#### 議案第25号

○議長(村中徹也) 次は、日程第25 議案第25号 平成20年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) 1点だけお願いいたします。

むつ市の上水道は、それなりに整備されてきているなというふうには思うのですが、たまたまむつ市の中心地である新町の方から話を聞きましたら、地下水をくみ上げて利用していると、そういう家庭が四、五軒あるよという話を聞きましたので、まだ地下水を、市の外れのほうだと話わかるのですが、中心で、しかもいろんな整備をされている地域であるにもかかわらず地下水を利用している方はどのくらいあるのかを把握していたら教えてもらえればなというふうに思います。

また、今後そういう方に対してはどういうふうな対応をしていこうとしているのか、また当然地下水ですから、水質の調査、そういうのを当然しなくてはいけないと思うのですが、そういうものはして、市民の上水道の安全安心を市のほうとしては確保しているものかどうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(村中徹也) 公営企業局長。

○公営企業局長(佐藤純一) ご提案しております議案第25号 平成20年度むつ市水道事業会計補正予算は、公営企業法や水道法等を遵守しつつ、水道を利用くださっている受益者の皆様からの

水道料金で成り立っておりますので、利用者以外の方の利便性を図るための統治は企業経営にはなじまないものと思っております。個人で利用しております井戸の利用戸数の実態調査やその水質検査は、公営企業局の分掌以外でもありますので、これまでもございませぬし、これからも実施する予定はございませぬ。ただ、公表されております平成19年度の水道事業会計決算資料から推測いたしますと、むつ地区の給水区域の自家用井戸水を利用している戸数はおおよそ1,600戸でございます。また、厚生労働省で出しております飲用井戸等衛生対策要領によりますと、水道法の規制を受けない井戸等に関しては、開設者、すなわち利用者自己の責任において適正管理及び水質検査等を行うことになってございます。

今後におきまして、井戸にかえまして、安全で安心な水道に飲用水を求められる場合には、いつでもご相談に応じられる体制でお待ち申し上げますというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長(村中徹也) 6番。

○6番(横垣成年) 今現在大体1,600戸が井戸水を利用しているということですが、私が聞いたところだと、なかなか市のほうに話してもつないでくれないとか、そういうふうなことも何かちょっと、私もきちっとそこを確認しなくてはいけない話ではあります。そういうふうなものも聞いておりますので、そのところを、それでは市のほうとしては井戸水でなく今上水道のほうにきちっとつなげたいということを公営企業局に言えば、それはすぐに対応をしてもらえるとということで理解していいか。企業局に再度それを確認させていただきたいと思っております。

○議長(村中徹也) 公営企業局長。

○公営企業局長(佐藤純一) 喜んで対応させていただきます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 若干不安に思うのは、その工事費は大体どういう形になるのか。例えば導管が通っていて、そこから50メートルぐらいその家庭が離れているとなると、その50メートル区間はもう完全に個人負担という形になってしまうのか、そここのところもちょっと教えてもらえればと思います。

○議長（村中徹也） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 私どもは、八戸市で話題になりましたけれども、導水管、配水管、それから給水管等ございますが、メーターがついております給水装置、幾ら使ったか、そこから中に関しての自分の範囲についてはご自分で負担していただいております。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第25号は原案のとおり可決されました。

#### 議案第26号～議案第35号

○議長（村中徹也） 次は、日程第26 議案第26号 平成21年度むつ市一般会計予算から日程第35 議案第35号 平成21年度むつ市水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案10件のうち議案第26号及び議案第30号に対して質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

それでは、議案第26号について質疑を行います。まず、5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） 公営企業費のうち川内診療所ということで負担金が計上されています。この川内診療所というのはどこにあるのか。また、これが川内病院のことを指しているとしたら、いつ診療所化をどこで決定したのか伺います。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 工藤孝夫議員のお尋ねにお答えいたします。

川内診療所については、どこにあるのかということのお尋ねですが、一応下北医療センターからお聞きいたしますと、現在の川内病院が平成21年の、本年の4月1日に診療所へ移行することと下北医療センターの3月定例会に議案が予定されているということで今回そういう名称に切りかえいたしました。

負担金の中身としましては、地方公営企業法に定める繰り出し基準に基づき救急医療の確保に要する経費2,530万円、企業債元利償還金に要する経費902万9,000円、建設改良に要する経費43万2,000円、医師の研究、研修に要する経費48万1,000円、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費467万2,000円、追加費用の負担に要する経費594万1,000円のほか、平成20年度中に策定予定

となっております、現在策定しております公立病院改革プランに沿った形で経営健全化に向けた不良債務解消の経費 2 億 1,359 万 3,000 円を計上しております。合計で 2 億 5,944 万 8,000 円となりまして、妥当な金額であると認識しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5 番。

○5 番（工藤孝夫） 費用負担については、当然のことだと思っておりますけれども、先ほど答弁にあった下北医療センターに聞いたら来月の 4 月から診療所化すると、移行するということを知りました。しかし、決定になっていないものを当初予算に計上するというようなことはあってはならないことでしょうか。どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、まだ下北医療センターのほうで議決を経ておりませんので、正しくは川内病院（診療所）というふうなのが正しい表現であったと、このように思います。その部分につきましては、おわびを申し上げます。

○議長（村中徹也） 5 番。

○5 番（工藤孝夫） 括弧もかぎ括弧も、そもそもそういう施設はまだないわけですから。ですから、こういう部分は修正して提案するだとか、そういうしかるべき措置をとってください。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、23 番浅利竹二郎議員。

○23 番（浅利竹二郎） 平成 21 年度の一般会計に関連してお尋ねします。

一般会計予算資料がありますけれども、その中のページ 4、5 にまたがるところで歳出予算性質：目的別分類表から拾ってお尋ねします。

まず人件費、これが平成 21 年度 49 億 9,677 万円、平成 20 年度と比較しますと 1 億 6,761 万 3,000 円の減となっております。次に、物件費のほうですけ

れども、平成 21 年度が 34 億 971 万 3,000 円、これを平成 20 年度と比較しますと 3 億 9,435 万 1,000 円の増となっております。この減と増の理由についてをお知らせください。

○議長（村中徹也） 企画部理事。

○企画部理事（近原芳栄） 浅利議員のお尋ねにお答えいたします。

人件費につきましては、平成 21 年度で 49 億 9,677 万円となっております、平成 20 年度と比べますと 1 億 6,761 万 3,000 円の減となっております。

減の主な要因といたしましては、一般会計予算において一般職職員数を 560 名、前年度対比で 20 名の減と見込んでおりまして、退職者の一部不補充等により約 1 億 8,000 万円、議員報酬等で約 1,800 万円の減となっております。物件費につきましては、平成 21 年度で 34 億 971 万 3,000 円となっております、平成 20 年度と比べますと 3 億 9,435 万 1,000 円の増となっております。

増の主な要因といたしましては、緊急雇用等対策費で約 5,500 万円、妊婦健康診査費で約 4,000 万円、市制施行 50 周年、合併 5 周年記念事業費で約 3,800 万円、総合防災ハザードマップ作成費で約 1,600 万円、新庁舎管理経費で約 6,300 万円、選挙運営費で約 1,900 万円、じん芥処理費で約 4,300 万円及び脇野沢不法投棄現場周辺水質調査等で約 2,300 万円の増となっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23 番。

○23 番（浅利竹二郎） これで指定管理者の観点からお尋ねします。人件費の職員給与と物件費の中のいろいろ述べてもらいましたけれども、これ委託料だと思うのです。この委託料の中で関係といいですか、因果関係、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理者制度に関連しての人件費と物件費との相関関係ということのお尋ねでございますが、一般的には指定管理者制度を導入いたしますと、直営だった施設では、それまで施設管理業務に携わっていた職員の業務時間が減少するということと、それから給料の単価差、この2つの要因によりまして人件費が減ることとなります。一方では、指定管理料分だけ物件費が上がると、これまでそういう委託料がなかったわけですから、その分だけ上がるということになります。

今回の平成20年度と平成21年度の予算比較ということになりますと、平成21年度からは新規に指定管理者となる施設が介護老人保健施設やげん、この1施設のみでございますので、指定管理者制度の導入によりまして人件費と物件費へのはね返りはないということになります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それで、指定管理者制度を導入する究極の目的というのは経費の節減ということに尽きると思うのですけれども、今単純に平成20年度、平成21年度を比較しただけではなかなかその目的と申しますか、それが達成されていないような気がいたします。総務部長からも今説明がありましたけれども、指定管理者制度に期待するといえますか、そういう要素は何かということを改めてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 指定管理者制度を導入することによって経費はもちろんでございます。それ以上に、やはり市民目線の民間の発想でサービスをしていただくというふうなことによって、施設の活性化、そしてまた市民の利便性が高まると、このように解釈をしていただきたいと思います。

例えば今年度の4月から導入いたしましたスキ

一場、これは指定管理をすることによって、今までにないほどさまざまな部分で利用日数も延びているように感じております。例えば草刈りの問題にしましても、非常に早目に草を刈ってゲレンデの状態をよくしたとか、それから少雪、それを雪をかき集めてゲレンデを調整しているとか、さまざまこれまで私が見た限りでは、公の部分ではなかなかできなかったサービス、それは民間のやはり発想で何とかスキーヤーを満足させたいという、そういうふうな気持ちが働いて、非常にそういうふうな部分、市民目線と申しますか、市民の立場に立ってのサービスが行きわたっていくというふうな効果も非常に大きいものと、そこにまた期待をしているところでございます。

○議長（村中徹也） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、9番白井二郎議員。

○9番（白井二郎） 議案第26号について若干質疑をいたしたいと思います。

私は、平成21年度むつ市一般会計予算補助金等の関係でお尋ねします。資料の3ページでございます。むつ市納税貯蓄組合補助金、同連合会補助金についてでございます。むつ市は今年度、全納された方への報奨金を廃止いたしました。これは、県内10市の中で現在行われているのは三沢市だけでございます。その廃止した理由は、特別徴収される方及び年度途中で課税される納税者の方には交付されないなど、公平性に問題があるから、この報奨金を廃止するというところでございます。本当に税の負担の公平性を問うのであれば、このむつ市納税貯蓄組合の補助金等でございますが、これは納税額に対しまして2.5%の助成金、それに組合に入っている1人に対しまして250円、また納税貯蓄組合連合会のほうには、1組合に対して3,000円、またこれも組合数でございますが、納税貯蓄組合のほうと同額の250円を補助している

わけでございます。ということは、片や税の負担の公平性を言いながら、片や別な方向に走っているという認識を私は持っております。決して私はこの納税貯蓄組合などを否定するものではありません。ただ、この250円、連合会にも同じ補助金を出している。500円を組合に補助するのであれば、私は理解できるわけです。なぜこのような形にしなければならないのかをまず聞きたいと思えます。

それから、この連合会のほうですが、正直言ってどういう事業をやっているか私はわかりませんが、この総額229万8,000円、この範囲内でやっているのか、もしくは別な収入というか、単一の組合からも集めているのかもお聞きしたいと思えます。

そしてまた、私は思うのですが、連合会のほうでもいろいろやっていると思えます。研修会とか、それに税を徴収するいろいろな市民に対するPRとか組合に対する活動とかしていると思えますが、この金で本当に間に合っているのか、またこの金があるからこそ事業を行わなければならないのか、私ちょっと疑問でありますので、その辺も踏まえてお聞きしたいと思えます。

また、もう一つでございますが、同資料の28ページでございます。体育協会補助金等でございます。これは、支出額、総額240万円になっているわけでございます。これはむつ市体育協会、また川内、脇野沢、大畑など、それに対するスポーツ賞とかいろいろあるわけでございますが、これはたしか2年か3年ぐらい前、体協が一本化されたと私は認識しているわけでございます。川内町体育協会は26万円、大畑町体育協会が9万円、脇野沢体育協会が16万円など、むつ市体育協会は人数も多いせいか、また団体の数も多いせいか、153万円となっているわけです。なぜこのように分けなければならなかったのか。私が考えるにおいては、

1つの窓口になりますので、体協のほうにきちんとした予算をやって、この中で話し合ったりはいろいろな事業、計画などをすべきではないかなど。

また、聞くところによりますと、あくまでも川内とかそういうところの体協から事業とか、これはわかりませんが、あくまでも聞くところによればですので、昨年度の予算を基準として10%減額してやったという話を聞いているわけです。ということは、私が思うにはどんぶり勘定みたいな感じがするわけです。減らすのは減らすで結構でしょうが、きちんとした事業があるためにこのような補助金というのは、先ほどの納税貯蓄組合も同じですし、補助金として各団体にやっているわけですので、その辺のところを踏まえて何とか答弁をお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 白井議員にお答えいたします。

納税貯蓄組合の連合会組織につきましては、旧4市町村ともそれぞれに連合組織を持っておりまして、それぞれに活動を展開していたというふうなことでございますけれども、それが合併時にはそれぞれが支部ということになりまして、その上にさらにちょっと屋上屋を架すような格好になりますけれども、その上にさらに今連合体をつくっているというふうな格好になっております。そういうことで、各支部は引き続きそれぞれの独自活動を続けているという状態にあるわけですが、合併時にそれぞればらばらであった補助金、これを1人250円ということで統一いたしまして、引き続きその活動を支援しているというふうな状況でございます。

ただ、こういう二重構造になっている状態というのは決していいことではございませんので、1つの市になったということで、連合組織の各支部を廃止して、各支部の活動も統一していくという

ふうなことが必要でありましょうし、連合体も1つにまとめていくというふうな形が必要であろうと思われまます。これについては、平成21年度から実施の運びにできるものと思っております。

ただ、納税貯蓄組合、これにつきましては、その存在意義というのは白井議員もお認めであろうと今ご質疑の中でもそのような意味合いでおっしゃられたものと思いますが、参考までに申し上げますと、納税貯蓄組合の平成19年度の市税取り扱い額およそ10億円ということでございまして、納期内納付率は99%で、全収納率を2.8%押し上げているというふうな大変ありがたいお役目をしていただいているという状況でございます。また、納税組織の高揚を涵養していくということのためには、学校教育あるいは地域社会での啓蒙啓発が重要でございます。その礎となるのがこの納税貯蓄組合の活動であるというふうに考えているところでございまして、市としては今後とも従来からの納付機関の役割に加えまして、納税の啓発、教育、運動と機能を変化する母体として支援をしてみたいというふうに考えているところでございますので、引き続きご理解をよろしくお願いをいたしたいと思っております。

各連合会支部等の活動につきましては、税務調整官からお答えを申し上げます。

以上です。

○議長（村中徹也） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） 連合会組織の活動と、それから各支部の活動についてお答えさせていただきます。

各支部と連合会の活動は重複している部分があるのですが、研修に関してはそれぞれ隔年をもって研修を行っております。ですから、この研修の部分が今後統一されることによって補助金の削減が図れるものと考えております。

参考までに活動内容を申し上げますと、関係機

関との相互の連絡を図り、各単位組合の組織強化と育成、発展を助長する、このために全体研修、支部研修、総会、役員会等の開催を行っております。

それから、2点目として納税思想の普及、育成に努める。これに関しては、納税作品の募集等を行っております。

3点目といたしましては、納税成績の向上を図ること、これに関しては納貯連だより等、あるいは研修等で皆さんに普及活動を行って、徴収率の納期内納付を図っております。

以上です。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 体育協会の補助金についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、平成18年5月に体育協会是一本化されてございます。この際、3地区とも合併した後もむつ市体育協会の支部という形に残したいというような意見がございまして、支部を3つ残してございます。各地区の実情に合った形でいわゆるスポーツの振興等を行いたいというのがその根底にあったようでございます。

補助金についてでございますけれども、各市町村が合併前に受けていたものを基本的に踏襲、考え方は踏襲してございます。確かに資料をばらばらになっていただければわかるとおり、各地区とも補助金がまちまちであるという実情にございます。これは、あくまでも我々の立場としては団体が1つになったものですから、それは1つの補助金で構わないのではないかという意見はございます。ただ、これまでの団体の設立の経緯、合併の経緯等を考えますと、協会に加入している各種団体との調整というものが出てまいります。それから、各支部間での話し合いもなされなければならないのかなというふうな思いはしておりますけれども、教育委員会としては、できれば一本化する

方向で調整をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） 体協の補助金に関しては、大体わかりました。私は、決してこの補助金は否定するものではありません。先ほどの体協もそうですし。やはり必要なものは当然いつも市長がおっしゃられているとおり必要なものは必要としてやるというのは十分理解する。でも、やはり先ほど申し上げたとおり、事務的にも金でもスリムにすると、やはり行政と体育協会で今後の話し合いをすべきではないかなと思っていますので、ぜひ今部長が言ったとおり、今後一本化するみたいな話もしていますので、今後はそのようにお取り計らいをお願い申し上げたいと思います。

納税貯蓄組合のほうですが、私が聞いたかったのは、この報奨金の公正、公平性です。物すごく大切だと思います。納税している方に差ができると。極端に言えば、郵便局、銀行にまじめに払っている方が全然恩恵を受けない。これをわかってやっても、やはり行政としてはこのように、先ほど税務調整官ですか、総務部長でしたか、10億円の金を徴収していると。ということは、むつ市の税収の大分大きな割合を占めていると思います。それで99%以上の収納というのはなかなか、これがなければ恐らく収納率もダウンするのは目に見えていると思います。ただ、やはり公平、公正を役所が論じるのであったら、それをきちんとしてもらいたいというのが私の思いなわけです。決して250円が高いとか、そういうわけではないのです。一部の人間がやはり、ということは知らないでいる方もいると。そのために連合会というのはあるのでしょうか。ぜひ地域の皆さんに、でもこれをやっているのは地域の方でない、学校のほうでも納税月間とかいろんなのでPRしたりしていると書いていました。ということは、ただ連合

会はそれをやるだけであって、本当にやっているのは地域の組合なのです、はっきり言って。だから、それをやるのであったら、私は十分理解する。ただ、500円を連合会が半分取るという認識にしか私にはとれないわけです。幾ら合併してその辺で調整してやったとしても、やはりこれを400円にして全部組合にやって、その中から連合会に出すとか、いろいろやり方はあると思う。

そしてまた、先ほど答弁なかったのですが、本当にこの連合会が229万8,000円だけで運営されているのかというのに対しては何も答弁がなかったわけですが、何か聞くところによりますと、組合に金を振り込みますね。そのときに各組合で連合会費を取られているという話も聞いたわけですが、それを踏まえて私聞いているわけです。ということは、これだけが連合会の運営資金なものか。私たちは全然わからないわけで、ただ金を出すだけで報告を我々は聞くわけにもいかないし、だからその辺のところを踏まえてもう一度お願いします。

○議長（村中徹也） 税務調整官。

○総務部税務調整官（對馬映子） お尋ねの案件は3点あると思います。1つはPR、もう一つは今連合に入っている負担金を単組のほうに吸収して、単組のほうから連合に支払いさせる。それから3つ目として、この連合は229万円だけで事業を維持しているのかということだと思います。

1つ目のPRに関しましては、現在も行っておりますし、市政だより等あらゆる広報を使って加入促進を促しているつもりではございますが、足りないようであれば、各連合のほうから再度PRのほうを強化していきたいと考えております。

それから、先に3点目を言います。229万円の金額だけではなくて、各単組から1人当たり60円の負担金をいただいております。それは、事業費補助金支払いのときに差し引かせていただいております。

ります。ですから、229万円プラスになります。

それから、2つ目の連合の分を単組に吸収してということですが、この件に関しましては、先ほど総務部長が言いましたとおり、今後支部が廃止することによっておのずと見直されていくことになると思いますので、検討課題とさせていただきます。

以上です。

○議長（村中徹也） 9番。

○9番（白井二郎） ということは、60円がプラスされているということですね。トータルすると310円組合員から払っているということよろしいですね。まずトータルで、いいです、私はそういう認識をしているわけです。ということは、やはりこれを踏まえてもこの辺のところは今後はきちんとした指針をつくるべきではないかなと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

最後に市長にお伺いしたいと思います。何回も私言っているのですが、税の徴収の公平、公正について、どのようなことを考えていますでしょうか。ご所見をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 税の徴収は公正に、そして公平にというふうなのが基本でございますので、その部分は担当のほうには常に私も命じておるところであります。

ただ、今納税貯蓄組合、そしてまた連合会、この部分、非常に貴重なご意見を承りました。先ほど総務部長の答弁の中にも屋上屋を架すというふうな表現がございましたけれども、そういうふうなものをひっくるめまして、より公平性、公平感を持っていただくため、しかしながらその納税貯蓄組合の果たす役割、非常に先ほどお話をいたしましたように、10億円の部分、徴収率が99%、そういうふうな非常に大きな役割も果たしているところありますので、それらも総合的に勘案いた

しまして検討を重ねていきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（村中徹也） これで白井二郎議員の質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑を行います。5番工藤孝夫議員。

○5番（工藤孝夫） この介護問題については、同僚議員より一般質問も予定されておりますので、一言だけお聞きいたします。

予算案では総務費の認定調査等費が減額予算となっておりますけれども、この要因についてお尋ねします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 平成18年度第3期介護保険事業計画においては、1年間の調査件数を3,800件と見込んでおりましたが、平成18年、平成19年、平成20年のこの間の実績を見ますと、件数が3,600件で推移いたしておりますことから、見直したものであります。このことにより、訪問調査員費の報酬25万円、主治医意見書作成手数料87万6,000円、調査委託料2万5,000円が減となったものでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） これは来月から始まると、こう言われておりますけれども、コンピューターによる認定方式ということが言われておりますけれども、これとは関係はないということの理解でよろしいか。それからまた、コンピューター方式が始まるとすれば、これによる財源の変動がどれほどのものになるのか、プラスになるのか、減るのか、そのあたりのご説明もお願いいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 介護認定の改正によるものとは直接関係ございません。あくまで介護



調査件数が3,800件から3,600件になったものであります。

それから、このコンピューター方式による調査の内容が変わることによってどうなるかということについては、まだ結果が出ておりませんので、ここでお答えすることができませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（工藤孝夫） コンピューターによる認定方式は4月から始まるということは間違いありませんね。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 間違いございません。

○議長（村中徹也） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに予算議案に対して質疑ありませんか。2番澤藤一雄議員。

○2番（澤藤一雄） 議案第26号、2款1項27目の庁舎建設費のほか第三田名部小学校、第一川内小学校、そして大畑消防署庁舎の建設費が計上されていますけれども、これらの新たな施設に対する新エネルギーの導入がされるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 庁舎のほうの部分についてお答えをいたします。

私が就任いたしました段階で、この基本計画ができておまして、それからのバトンタッチというふうなことでございました。その際担当のほうに十分検討をさせました。例えば太陽熱、風力、それから蓄熱、それからヒートポンプというのですか、それから燃料電池、もろもろのことを検討させました。そこでまたさまざまなご提案をいただいております工業大学の先生のほうのルートも探りました。しかしながら、さまざまな部分で非常にイ

ニシャルコストがかかる状況であるというふうなことで、基本計画のその数十億円の部分を非常に超えてくると、これだとなかなか議員各位のご理解もいただけないだろうというふうな判断。太陽光発電にいたしましても、補助金制度が引き継いだ段階では非常に不透明な部分、今少しずつ出てきておりますけれども、その部分でも非常にコストが高くなるというふうなことが判明いたしまして、庁舎の部分については見送っているところであります。しかしながら、今後さまざまな形の中で補助制度、そういうふうなものが出てきた段階で、その新エネルギーについての利用は当然考えていかなければいけない、このように考えております。

開放エリアの部分については、今後その部分についての検討は十分していきたいと、このように考えております。ただ、その部分も庁舎スペースとはかなり面積が狭いものですので、そういうふうなところでさまざまな形のご協力もお願いをしていたところでございます。しているところでもございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 学校に関する部分についてお答えいたします。

まず、自然エネルギーの部分についてですけれども、第三田名部小学校の建設に際しましては、太陽光発電システム、これほんの小さいものですが、5キロワット程度のものを設置したいというふうな考えております。

それから、自然エネルギーではないのですが、環境に優しいという意味で雨水を利用したトイレの洗浄水を利用したいと。それから、採光に際してはハイサイドライトというものをつけて自然光を取り入れる環境を維持したいと、そのようなことを考えております。

第一川内小学校につきましては、中学校のほうに併設するというような形になりまして、設計がかなり込み合っております。こちらの部分については、その自然エネルギーの関係については導入する計画は今のところないというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（澤藤一雄） 今庁舎のほうの市長の答弁がありました。随分金がかかるというような話、総合すればそうだと思うのですが、いわゆるアメリカのグリーン・ニューディール政策が始まるとうして、そしてまた国もつい最近、これまでもNEDOなどのいろんな補助制度があったわけですが、それに加えて国がいわゆる景気浮揚の対策も含めまして、この新エネルギーを導入して進めていくのだと。これに対するいろんな助成を制度として設けていくのだというような方針のようでございます。

そしてまた、今石油が値下がりをしているというような環境にありますけれども、いずれこれは値上がりに転じていくだろうと。こういう将来的な見通しも当然あるわけですから、今新築する、今後新築する公共施設については、極力そういう補助制度等を活用して新エネルギーを導入していくという、これはもちろん地球環境の問題が絡んでおりますので、そういう方向性が大事だろうと、こう思います。もう一度市長から決意を。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどもご答弁申し上げましたように、これからさまざまな部分で制度が充実してくると思います。太陽光一つにいたしましても、風力にしても、そういうふうな補助制度の非常に早い展開には十分留意をして取り組まなければいけない事案であると、こういうふうには私は認識しております。

極端な話、庁舎の屋根を全面的に太陽光、こういうふうな形が非常に理想的なのでしょうけれども、お日様の日照時間だとか、そういうふうなものもありますでしょうし、ひよっとすれば風力発電というふうな発想もいたしました、引き継いだ段階で。そしてまた燃料電池でというふうなこともいたしましたけれども、その部分は寒冷地仕様だとか、そういうふうな部分がまだまだ充実していない、技術的にまだ完全でないと、こういうふうなものもありました。さまざまこれからは十分新しい施設には環境に優しい新しいエネルギーの、そういうふうなものの補助制度等をよく横目ににらみながら取り組む必要があると、このように思います。

以上です。

○議長（村中徹也） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

ほかに予算議案に対して質疑ありませんか。

17番半田義秋議員。

○17番（半田義秋） 商工費についてお尋ねします。

本当ならば、あしたからの予算委員会で細部についてはお聞きしたいと思っておりますけれども、あしたから市長は予算委員会に出てくるかわからないかわからないもので、きょうひとつ大まかなことについてお尋ねいたします。

市長、ことしは100年に1度の大不況と言われて長いわけですが、商工費、平成21年度は6億円計上されております。これは、毎年同じ金額です。大体6億円前後なのです。それで、この6億円の中身を見ますと、大体3億円は預託金なのですよね、中小企業の預託金。あとの2億円が指定管理料。本当に商工業のために使うという金は大体4,000万円から5,000万円なのです。

それで、歳入の税金のほうを見ますと、市民税、法人税合わせて27億円ぐらいですけれども、その大半は商工業者が払っているのです。サラリー

マンは所得税でみんな国に持っていかれます。あと法人税と市民税はそういう商工業者が払っていると、私はそう思っていました。それに対して、この100年に1度という大不況の商工業に対する支援金額が毎年同じというのは、私ちょっと解せない。この100年に1度の不況の中、100年に1度の大幅な経済救済政策をとっても私は何ら不思議でないと思うのだけれども、その点について市長からちょっとお聞きします。市長も商人だから、商工業者の苦しさはわかっていると思うのだけれども、今までどおりと同じでいいと思っていますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国のさまざまな制度、そしてまた市で独自にできる部分、こういうふうなものを仕分けをして、しっかりと重ねていかなければいけない、予算を組んでいかなければいけない。決して金額が同じ状態で推移しているからということで商工費をおろそかにしているわけではないと、このようにご理解をいただきたいと思います。

先ほど保証料の問題、これらも補正予算を提出させていただきましたし、さまざまな部分では支援体制をとる覚悟ではあります。また、今後予想されます形の中で、追加提案になろうかと思えますけれども、国の2次補正、この部分での形の中で商工業に携わる方が、特に商業に携わる方々、商品券の発行に対してのご支援だとか、そういうふうなものでとり得るものはしっかりととっていききたいと、このように考えているところです。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（半田義秋） 確かに補正予算に商品券の、今市長が言ったもので、その話も聞いております。私も13日の一般質問でその点をお聞きしたいなと、そのように思っております。

とかく昔から土農工商と言われて、どうも物をつくる人、売る人は、国、昔で言うと幕府からも

そのように見られたし、現在も政府にはそのように見られている。確かに第1次産業は大切、それに力を入れるのは当然の話ですけれども、何しろ市民が働いている、就業人口のもう6割ぐらいは商工業で働いていると言っても過言でないでしょう、市長。だから、今100年に1度という不況ですので、その分野に少しこれから目を向けて、本当は新年度の予算もそのようにしてほしいのだけれども、市長がこれから補正予算で随時見ていくというから、これで終わりたいと思いますけれども、それについて何かあったら言ってください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 国のほうも農商工連携というふうな形で1次、2次、3次、1足す2足す3は6、1掛ける2掛ける3は6というふうな形で1次産業、2次産業、3次産業というふうな形で農商工連携を取り組んでおります。この部分におきましても、東北の経済産業局、この部分から非常に大きなアドバイス等々もいただいております。さらに、昨年秋の下北・むつ市経済産業会議、これらのご提案も踏まえまして、積極的に、100年に1度でございますので、1年か2年でただちにできるものもありますけれども、将来を見据えた芽出しの部分、こういうふうな部分での予算も組んでいるということでご理解をいただければ。

私も本当にちっぽけな事業主の一人であります。その状況、地域の冷え込み、この部分がしっかりとわかっております。先般、きのうでしたかの報道の中にも地元の金融機関が出したマインドの部分、98%悪いというふうなこと、これらもしっかり把握しております。その部分で対応は重ねてしていきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） これで半田義秋議員の質疑を終わります。

ほかに予算議案に対して質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番(横垣成年) 2点ほどお願いいたします。

まず、合併特例債の使い方がありますが、この平成21年度末で大体48億円使うということになっていると思います。この間この合併特例債の使い方を見ると、何かその場しのぎでこれが有利だからという形で使ってきたように私はイメージとしてあるのです。この合併特例債は当初二百数十億使えるけれども、むつ市の体力を考えれば六十数億ぐらいしか使えないだろうというふうなたがをはめてきたというのがあるかと思うのですが、この60億というたがは、もはやはめていないのかどうか、そこのところ、ちょっと市長の考えとしてお聞きしたいと思います。

それと過疎債、この過疎債はたしか平成12年度から10年間だけの時限立法ということでちょっと私聞いているのですが、そうなるとう過疎債を使うのはもうこの平成21年度で終わりだということですから、ますます有利な市債というのが過疎債がなくなれば、もう合併特例債しかない。ということで、今度やっぱり合併特例債の使い方を今後どうするのかというのをきちっと計画的に使っていかなくてはいけないのかなというふうに思いますので、そこのところの市長の考え方をお聞きしたいなと思います。

それと2点目ですが、今回平成21年度予算には5億6,000万円という財政調整基金、これは何に使ってもいいというふうな形でちょっと私はイメージするのですが、そういうお金が基金として積み上げられているということで、多分平成23年度に何としても財政再建をやりたいという市長の思いがここにあるのだとは思いますが、ちょっと私はその財政再建に当たって、市民を犠牲にして財政再建をするというのはやはりよくないと思うのです。これだけ5億6,000万円を基金に積み上げる、全部取り崩せとは言いませんけれども、もう少し市民に、例えば国保税にしても介護保険

料にしても、いろんな使用料にしても、むつ市に住んで何かよかったなというようなのが何かないか。やはりそういうものも散りばめながら財政再建をやるという考えを持ってないものかどうか、その基本のところをちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 担当よりご答弁いたします。

○議長(村中徹也) 企画部長。

○企画部長(阿部 昇) まず1点目の合併特例債のその活用の考え方という趣旨のお尋ねかと思いますが、まず議員ご承知のとおり、合併時における前段の手续に新市まちづくり計画というものがございました。この中で財政シミュレーションという手順を踏まなければならないわけがございます。この財政シミュレーションにおける試算条件、当時のもろもろの条件下におきまして、こういった形で試算しましょうやと、そういうレベルの話が当時標準事業費で230億何がしの枠がありながら、ある一定のセーブをかけて試算したと、それが事業費ベースでおおむね69億円というふうに理解をしております。現段階では、これまでの経過でもお話をしましたように、その試算条件をほごにするつもりはございませんが、折からの財政健全化の足取りを確実にするためにこそ、必要な生活に密着するような基盤整備に特にこの合併特例債を活用することで有利な財政運営が図られ、かつ市民福祉の向上にもつながると、こういう考え方で推移しているということをご理解を願いたいと思います。

それから、1点目に関連しまして過疎債のお話でございますが、確かにご指摘のとおり、平成21年度をもちまして現行の過疎法は時限立法でございますので、切れることは必定ではございますが、目下国において懇談会あるいは全国市長会の構成市町村連絡協議会等々で要望を強めている途上に

ございまして、この推移を見なければなりません  
が、恐らくは新たな仕掛けが出てくるであろうと、  
こういうふうにご認識をしております。

それから、3点目の財政調整基金の関係でござ  
いますが、新年度予算にお示ししておりますとお  
り5億6,000万円、これをしっかりと積み立てを  
することで赤字解消計画の道筋を確実に担保して  
いくと、こういう強い意思のあらわれであるとい  
うことをご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） やはり市長から答弁をいた  
きたいのですけれども、財政再建第一というの  
もわかりますが、やはり市民があつての我々市政  
でありますから、今までの議論の中で、例えば旧  
川内町では合併する前は野球場を町民が使うの  
は無料だったとか、例えば旧大畑町では地元の  
ヒバを使えば30万円の補助金があるとか、そ  
ういう地域の人がかすれば市としてはそれなり  
に手当をする、何かその地域に住んでよかつた  
割引だとか使用料が無料になるだとか、そ  
ういう制度をつくつてその地域にいろんな還  
元をしている。だから、確かに財政再建はいい  
のですが、そういうものも散りばめるといふ  
発想に立つことはできないかどうか、またそ  
ういうことをやる考はないか。

それこそ下北半島は東通原子力発電所、大  
間原子力発電所、いろんなそういう危険な施設  
と隣り合わせの見返りとして交付金年間22億  
5,000万円ありてきているわけですから、住  
民の方にそれなりに、いや、これ来ているから、  
ちょっとこういうことをお返ししますよと、  
やはりこういうことも必要だと思ひますが、  
市長としてはそこら辺の考を持ってないもの  
か、またこれからそういうのを検討する余地  
はないものかどうか。この5億6,000万円  
全部切り崩せとは言ひません。ですが、

このうちの何千万円かでもそういう散りば  
めるような事業はできると思ひますので、そ  
この市長の考をお聞きしたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 5.6億円の財政調整  
基金、これは赤字解消をまず、財政再建をしな  
ければいけないと、大きな決意で予算を組み  
ましたし、赤字解消計画を各年ごとに議会の  
ほうにお示しをさせていただいてあります。  
その部分で財政調整基金を組んで積み立て  
をして、その赤字の解消に向かつていくのだ  
というふうなところをご理解をいただければ  
なと。そしてまた、それをさまざま取り崩  
して、そちらのほうに、ほかの事業に向か  
ていけと、こういうふうなご提案のよう  
にお聞きいたしました。そうすれば赤字解  
消計画がなかなか進まなくなつてくる、  
そのときのご批判もまた出てくるわけ  
でございます。

第一義に私は財政再建を果たしていかな  
ければいけないと、この決意で市民の皆  
様方からご支援をいただいて、この職に  
あるわけでございますので、これをまず  
第一義として取り組む必要があると。  
そして、赤字の解消が非常に順調にな  
つてきた、見通しがついてきたといふ  
ふうな部分においては、各議員から  
のご提案を受け入れるものは受けて  
市政発展に努めていきたいと、こ  
ういふふうに思ふところであります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の  
質疑を終わります。

ほかに予算議案に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で平成21年度むつ市各会計予算  
に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題とな  
つております議案第26号から議案第35号  
までの平成21年度

むつ市各会計予算については、正副議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第35号までの平成21年度むつ市各会計予算については、正副議長を除く議員25名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に佐々木隆徳議員、副委員長に村川壽司議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第1号

○議長(村中徹也) 次は、日程第36 報告第1号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番(千賀武由) 報告第1号についてお伺いをしたいと思います。

まず、この件については人身事故となったようございまして、事故に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思うところでございます。

そこで、今回のこの事故の内容をできたらお聞かせを願いたい、まずそれをお願いします。

○議長(村中徹也) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(吉田市夫) 千賀議員のお尋ねにお答えいたします。

当該事故は保健福祉部の職員が青森市へ出張の際に公用車を使用して青森市に向かった際に、会議等の場所を確認するためにわずかの間わき見をしたときに、前の車の後ろに衝突したということでございます。そのときに、会社の車でございましたので、相手に対して会社と連絡をとりたいということで話をしたのですが、「私は何ともないから大丈夫です」というふうな了解をもって別れたわけでございますけれども、会社経営者側においては、あくまで雇用している職員で会社員であるために、その後後遺症が出てはだめだということで、本人を病院へ行かせるということをしたものでございます。その結果、病気、けがとかはなかったのでございますけれども、その際に医療費として当市から負担したものでございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 11番。

○11番(千賀武由) ただいまこの内容をお聞きしたわけでございますが、交通事故の防止は私何回

も話していますが、今や全国的な問題でございます。交通安全に対する認識が今非常に高まっているところでございます。事故防止には注意し過ぎることはないし、幾ら注意しても、これは十分とは言えないのでございます。そこで、今回のこの事故がどのようにすれば防げたか、そのところをお聞かせ願いたい。

それとまた、市及び和解の相手は今後本件に対して異議の申し立てをしないとございますが、この相手方についても心底から納得をしたものと理解してよいのか。また、このことについての求償権の行使はどうだったのか、事故を起こした職員の懲戒処分はどのようになったのかについてお答えを願いたい、そのように思います。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 当該事故の原因につきましては、青森市出張の際に会議の場所をあらかじめ確認しておかなかったというためにわき見運転から衝突したものでございます。今後会議の場所等については十分あらかじめ調査させてから公用車において出張させるべきものと考えます。

また、この事故について相手側がどういうふう  
に納得しているのかということでございますが、当該事故については、あらかじめ社員はもとより、この件について示談しておりまして、本人はもういいということでしたけれども、会社側で雇用責任から病院へということでの話で、その結果が何ともないということでしたので、損害の求償権については、ないものと示談したわけでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 今後こういう事故を防止するということにつきましては、常日ごろこれは事故防止に努めるよう督励しているところでございますけれども、改めまして、それは随時、時々に応じまして督励をしていきたいと思っております。

す。こういう事故については、その都度市長にも報告を上げているところでございますけれども、特にスピード違反あるいは酒酔い運転等悪質な事案ではございませんので、そういうことを加味して職員についての処分は、この件についてはしていないということでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 報告第4号にもこの事故の報告がございまして。そちらのほうでまた聞きたいと思っておりますので、これで結構です。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。6番横垣成年議員。

○6番（横垣成年） 1点だけお願いします。

結構年間に数件こういう事故が起きておりますので、当然その保険料はいろいろ見直しされていると思うのですが、やはり引き上げという形になっているものか、それとも従来どおりの保険料掛金と変わらないで来ているものか、そこをお知らせいただければと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 公用車の保険料ということかと思っておりますけれども、これについては車両の変更等で多少変わることはございますけれども、基本的には毎年変わらないということでございます。

○議長（村中徹也） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

### 報告第2号

○議長（村中徹也） 次は、日程第37 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第2号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

### 報告第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第38 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成20年度むつ市介護保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

### 報告第4号

○議長（村中徹也） 次は、日程第39 報告第4号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番千賀武由議員。

○11番（千賀武由） 報告第4号についてお聞きをしたいと思います。

この報告第4号につきましては、人身事故でなかったことは非常に不幸中の幸いでございます。それでも事故は事故でございます。あってはならないことでありますが、私はこの和解の案件ではいつも聞くのでございますが、いつの定例会でも必ずやこの和解の案件が出てきております。非常に残念でなりません。

市は、きちんとしたこの安全運転管理者も設置してまいりましょうし、指導もしておることと思いますが、先ほど総務部長も言いましたけれども、市職員が交通事故を起こさないためにどのような指導をされているかをいま一度お聞かせください。

それと、市が相手側に12万4,950円損害賠償をしたわけでございますが、この職員に対しての求償権、またこの職員の懲戒処分はどうか、そのところをお知らせください。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（吉田市夫） 当該損害賠償の内訳でございますが、保健福祉部で事業を委託しております移送サービスの社会福祉協議会の臨時職員が、朝凍結した場面において、田名部町地区において、交差点で幾らブレーキをかけてもそのまま真っすぐ滑って行って、相手のバンパーに接触したということでございます。この車両は、むつ市から社会福祉協議会に貸与しておりまして、その保険の所有権はむつ市にございます。そのために、



むつ市の保険で対応したものでございます。

職員の処分等については、社会福祉協議会の臨時職員でございますので、そのほうでどのような対応をされたかということについては、現在のところ掌握しておりません。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 事故防止については、先ほど申し上げましたとおりでございますが、あくまでも職員に公用車の運転を許可しているということはございますけれども、その運転につきましては職員の自己の健康管理、技術向上、あるいは自覚というふうなことにゆだねられるといえますか、それを督励するというふうなことに尽きるわけでございます。これはどうしても避けられない事故のようなことも雪上事故ですとございますが、そういう場合であってもできるだけ慎重な運転を期すよう、これは随時その都度その都度これからも自覚を促していくというふうなことに尽きるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（千賀武由） 先ほどの質疑で、職員の事故防止についての対策なり指導を今部長から聞きましたが、事故そのものが軽かろうが重かろうが、社会福祉協議会の職員であろうが、これは常に市民の模範となる市職員または社会福祉協議会の職員だと思っております。事故は絶対起こさないというその気構えを十分に指導してほしいと、そのようにも思います。

また、懲戒処分は社会福祉協議会の職員だから、まだ聞いていないという部長の話でございましたけれども、社会福祉協議会の職員であろうが市職員であろうが、懲戒処分は私は今後のためにもないということやはりこれはいけないことではないかと思っております。その職員、それなりに市長等か

らも厳重注意などをする、そういうことで本人に交通安全の意識を大いに持たせるよう職員には指導してほしいと、そのように思います。

終わります。

○議長（村中徹也） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月10日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月11日及び12日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、明3月10日は常任委員会及び予算審査特別委員会のため、また3月11日及び12日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月13日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時00分 散会

